

第8回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

- 開催日 平成16年7月16日
- 開催場所 合川町農村環境改善センター
- 次第
 - 1. 開 会
 - 2. 会長あいさつ
 - 3. 会議録署名委員の指名
 - 4. 議 題
 - (1) 協 議
 - ・協議第32号 水道事業の取扱いについて
 - ・協議第33号 広報広聴について
 - ・協議第34号 姉妹都市、国際交流事業について
 - ・協議第35号 商工、観光関係事業について
 - ・協議第36号 地域振興事業について
 - ・協議第37号 納税関係について
 - ・協議第38号 交通関係事業について
 - ・協議第39号 消防防災事業について
 - ・協議第40号 生活環境事業について
 - ・協議第41号 電算システム事業について
 - ・協議第42号 地域審議会について
 - ・協議第43号 町名、字名の取扱いについて
 - ・協議第44号 新市まちづくり計画について
 - ・協議第10号 合併の期日について(継続協議)
 - (2) 提 案
 - ・協議第45号 障害者福祉事業について
 - ・協議第46号 高齢者福祉事業について
 - ・協議第47号 児童福祉事業について
 - ・協議第48号 その他福祉事業について
 - ・協議第49号 保健衛生事業について
 - ・協議第50号 農林水産関係事業について
 - ・協議第51号 都市計画関係事業について
 - ・協議第52号 建設関係事業について
 - ・協議第53号 学校の通学区域について

・協議第54号 学校教育事業について

・協議第55号 社会教育事業について

5. そ の 他

○ 出席者の状況

■ 出席委員

鷹 巣 町 長	岸 部 陞	鷹巣町議会議長	清 水 修 智
鷹巣町議会議員	簾 内 順 一		
鷹巣町	今 野 實	鷹巣町	檜 森 正
合 川 町 長	佐 藤 修 助	合川町議会議長	佐 藤 吉次郎
合川町議会議員	吉 田 芳 雄	合川町議会議員	和 田 三九郎
合川町	成 田 道 胤	合川町	小笠原 聡
合川町	鈴 木 孝 子		
森 吉 町 長	松 橋 久太郎	森吉町議会議長	庄 司 憲三郎
森吉町議会議員	桜 井 忠 雄	森吉町議会議員	春 日 一 文
森吉町	佐 藤 金 正	森吉町	畠 山 慎 咲
阿 仁 町 長	濱 田 章	阿仁町議会議長	山 田 博 康
阿仁町議会議員	山 田 賢 三	阿仁町議会議員	小 林 精 一
阿仁町	佐 藤 昭 春	阿仁町	三 杉 営 子
阿仁町	菊 地 忠 雄		

秋田県北秋田地域振興局長 石 井 譲

■ 欠席委員

鷹巣町 千 葉 文 吉 和 田 テア子

○ 出席の幹事及び事務局

(幹 事)

幹事長	吉 田 茂	副幹事長	柴 田 信 勝
副幹事長	恵比原 脩	副幹事長	工 藤 博
鷹巣町総務課長	今 畠 健 一	鷹巣町まちづくり政策課長	村 上 儀 平
合川町総務課長	松 岡 宗 夫	合川町総務課長補佐	杉 渕 敬 輝
森吉町総務課長	加 賀 隆 久	森吉町企画観光課長	奈 良 尚 里
阿仁町総務企画課長	鈴 木 美千英	阿仁町財務課長	田 口 惣 一

(事務局)

事務局長	斎 藤 彦 志	事務局次長	佐 藤 満 ほか
------	---------	-------	----------

○ 会議の経過について

事務局： 会場の皆様本日は誠にご苦労さまでございます。定刻 10 時をまわりましたのでただ今から 8 回目となります鷹巣阿仁地域合併協議会を開催させていただきます。最初に岸部会長よりご挨拶を申し上げます。

岸部会長： 皆さんおはようございます。第 8 回目となりました協議会もいよいよ、非常に詳しい所まで入ってきてまして、議論も色々と重ねなくちゃならなくなり、今日は朝から午後いっぱいまでというふうな予定でございますから、宜しくお願いいいたします。昨日第 11 回の 4 町長会談を開きまして、新しい庁舎の位置等につきまして討議いたしまして、協議第 44 号ですか、そのまちづくりの計画の中で皆さん達にお話出来るとこの様に思っております。また 13 日の日にはですね、新市名称の名付け親大賞となりました鈴木遼君にですね賞金を 10 万円お渡ししておきました。今日また一つ、それから一昨日は上小阿仁でいよいよ独立村でやっていくと言うのを県から認められ、発表されました。私達もなお一層いい市に向かってですね頑張っていかなければならないと思っておりますので、宜しくご協力いただきたいと思います。

事務局： それでは皆様のお手元の資料等の確認を行いたいと思いますので宜しくお願いいと思います。まず委員の皆様には事前に資料ナンバー 1 という事で、新市財政計画に関する参考資料という事で郵送で送ってございます。本日ご持参頂いてるものと思います。それから本日のテーブルの上には次第と、それから資料ナンバー 1 に続きます資料ナンバー 2 という事で今後の協議会等の日程というペーパーも差し上げております。それから次回の協議事項となります提案事項といたしまして、協議第 45 号障害者福祉事業についてから始まりまして、協議第 55 号の社会教育事業についてというところで、通して資料を輪ゴムで結んでテーブルの上に置いてございますので、今一度ご確認願いたいと思います。それから本日の会議の出席状況でございますけれども、現在のところ石井委員長、それから千葉委員長、和田委員長この 3 名の方が所用がございまして欠席なされるという事でございます。従いまして本日は、26 名の委員の皆様の出席を頂いております。規約第 10 条 1 項の規定により、本日の会議は成立いたしますのでご報告申し上げます。石井局長は午前中のみ欠席で午後からは見えられないという事でございますので申し伝えておきます。それではただ今から会長に議長といたしましてこの会議を進めていただきます。宜しくお願いい申し上げます。

岸部会長： それでは本日の会議を早速開きたいと思います。協議に入る前に本日の協議会の会議録の署名委員をご指名いたします。開催地の委員で 2 号委員と 3 号委員の方と取り決めい

たしておりますので、第2号委員の吉田芳雄委員さんとそれから第3号委員の小笠原聡委員さんをお願いいたします。宜しくをお願いいたします。それでは早速ではございますが協議案件に入りたいと思います。協議の第32号につきまして事務局より説明いたします。お願いします。

事務局： それでは協議第32号の水道事業の取扱いについてをご説明したいと思います。水道事業として1の上水道(簡易水道・小規模水道)事業の事でございますけども、調整内容といたしましては1として、上水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。2として、簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。3 が水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において段階的に調整を図る。4 つ目が水道加入者分担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において段階的に調整を図る。5 つ目が水道関係手数料の内、給水装置工事事業者手数料については、合併時まで統一する方向で調整する。次に水道事業としての2の下水道(農業集落排水・合併浄化槽)これらの事業について調整内容を6つ示しております。1 つ目が公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。2 が公共下水道事業に係わる受益者分担金及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。3 が農業集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。4 つ目が農業集落排水事業等に係わる受益者分担金及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。5 つ目が合併浄化槽設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助金については合併後3年から5年を目途として調整を図る。6 つ目が水洗便所改造資金助成制度については、鷹巣町の例により合併時に統合する。これが水道事業1と2の調整内容でございますので宜しくご協議の程お願い申し上げます。

岸部会長： それでは協議第32号につきまして皆さんからご意見を賜りたいと思います。

岸部会長： はい、春日委員さんどうぞ。

森吉町春日委員： 下水道とそれから集落排水について、合川町さんは受益者負担金が無いと、それで、新市においても設けないと、こういうような内容と私は見受けました。ところがですね、この下水道ならびに集落排水の負担金というのは、土地計画法ならびに下水道法に負担金を徴収することを義務づけられてる筈です。従いまして他の3町はこれ設けてるのわけですが、これまでのいきさつは合川さんの事情があるでしょうけど、今後この負担金を徴収しないとなれば、同じ市の中に負担金取るところと取らないところがあって、非常にバランスを欠くこととなりますので、私は統一すべきと思うんですがなぜこの様に新市においても負担金を徴収しないような提案としたのか、私には腑に落ちませんので、そのいきさつを説明願いたいと思います。

岸部会長：事務局の方で資料等があって説明出来ましたらどうぞ。

建設専門部会・鈴木：建設専門部会の鈴木でございます。それではご説明申し上げます。最初の都市計画法上とかの問題が有るのではないかと言うことでございますが、これは県の方にも確認をいたしましたけど都市計画法上問題は有るけども、これについては県の指導では行政が自ら決めるべきもので、問題は無いと例えば会計検査も今まで何度も受けてる訳ですけども、それにおいて指摘された経緯はございません、こういうことで県の方から指導頂いております。それから分担金の徴収の関係でございますが、合川町さんは農集が昭和 58 年から事業しておりまして、その時点から負担金無しということで現在まで来ております。ただ合川町の駅前地区は都市計画区域になっておりますので、公共下水道となるわけですけどこれらの経緯から今後徴収するわけにはいかないということです。それで今までもその様な形で説明会でも全部説明してきているという事でございましたので、他の町村につきましては鷹巣町以外は下水道関係が平成 15 年・16 年等で終了いたしますので、今後計画が無いと言うことになりますのでこのまま新市に引き継ぐとこういう風に分科会、専門部会では討議いたしました。以上です。

岸部会長：はいどうぞ。

森吉町春日委員：あのですね予想された答弁ですが同じ市の中に、分担金、負担金を取るところと取らないところと有ると言うのは私非常におかしいと思うんですよ。行政が判断するという事、まさにそこに係わるのですね。公平の負担が原則でありますし、そうした点からいきますとこれまで納めた人、合川町以外ですねそれから今後これからまた納めなきゃならない該当地域も合川町以外のもあるわけです。その人達は納めなくちゃいけないし合川町は納めなくてもいいという判断はここで私達は出来るでしょうか。私は非常に疑問に思います。県があえて行政の判断するところだということではまさにそこだと思うんですよ。だから同じ行政、北秋田市の中であって負担金・分担金を取るところと取らないところがある。これまでの事はまず別にしても、そうしたものをここで認めるのかというなら私は非常にこうバランスを欠くことになるんじゃないかと思いますが、会長いかがですか。

岸部会長：皆さんからご意見賜りたいと思います。やはり今春日委員言われたみたいに同じ市民でありながら徴収するところとしないところと、これまでの事情があってもですね、やはり段階的に解消しなくちゃならないんじゃないかなと言うのが私の意見でございますけども。皆さん達から広く意見を賜りたいと思います。

森吉町春日委員： それからもう一つあるんです。合併浄化槽についてもですね。

岸部会長： まず今のからいかがですか。

岸部会長： はい、桜井さんどうぞ。

森吉町桜井委員： 森吉の桜井です。私は春日委員の意見には賛成でありまして、当然公平ないわゆる行政の執行という事からすると今までのいきさつは別として、今後の事についてはやっぱり平等の原則から負担をしてもらおうと、そういう形で行かないとうまくない、そういうふうに思います。

岸部会長： 有り難うございました。他にございますか。はい。

森吉町庄司委員： 森吉の庄司です。いま会長さんこの件についてという事でありましたが、というのは今のこの合併浄化槽、例えば鷹巣、合川、森吉は無しで、阿仁町がちょっと形態違う訳ですね。ですから、似たようなケースなんですよ例えばこの場合も。私はもし、色々議論するにもそれも含めてむしろ議論した方がいいと思います。

岸部会長： そうですか分かりました、じゃ一緒に。すみません春日委員さんもうどうぞ意見を。

森吉町春日委員： いまの庄司委員が言ったことは、もう一度私が言おうと思ってあったんですが、合併浄化槽については下水道ならびに集落排水事業の恩恵に浴さないところ、小規模の集落であるとか遠隔地であるということで対象にしております。従いまして鷹巣、合川、森吉については補助金を出して個人が設置し、個人が管理する、こういうことになってますが、阿仁町さんだけ違うわけですね。これ調整方針の具体的内容を見ますと、現行の通り新市に引き継ぐと、こうなっております。これがですね私聞いたところによりますと今まで 120 件位整備されてるという事ですが、今後これと同じように、町が管理して、架設して管理していわゆる月々の個人負担だけを徴収する、こういうやり方だとすればそれこそ今申し上げたように、同じ北秋田市の中で個人設置のところと町設置のところが出てくるわけですからこれもまたバランスを欠くことになります。そうしたものを含めてやはり同じ市の中に違うやり方があるのは非常におかしいことになると思いますので、合わせて私は再協議をした方がいいと思います。

岸部会長： 有り難うございました。事務局どうぞ。

建設専門部会・鈴木： はい、若干合併処理浄化槽の件につきましてご説明申し上げます。鷹巣町、合川町、森吉町は委員がおっしゃられましたように、個人設置・個人管理という事で来ておりますし、阿仁町さんに関しては町で設置して町で管理という事です。これは同じ厚生省の補助事業なんですけど、都市計画区域を持たない阿仁町さんの場合はこの浄化槽、この事業に乗るしかないという事で国の3分の1補助、県の補助無し、補助残は起債を当てるとこういう形で今まで来たわけでありまして。それで使用料が阿仁町さんの場合は月1軒当たり 2835 円、定額でございまして現在まで今おっしゃられましたように 220 基ぐらいが設置されておりまして、最終計画は 640 基を予定しております。で、維持管理費は5人槽ですと年間 35000 円、7人槽で 55000 という形になりますけど、使用料が 2836 円ですと大体1年間に 35000 円くらいと言う形になりまして、維持管理費と大体同じくらいの使用料を年間払ってると、こういう形になっております。私共も分科会等では住民の納得が得られれば統一したいという意見もあったわけですが、ただ現段階では非常に難しいという事で3年～5年を目途として調整をしていかなければいけないのではないのかと、こういう風に話がなっております。ですから、再協議という形でも、私共もこの点についてはもう少し深めてもいいなとそういう思いもありますので、宜しくお願いします。

岸部会長： それでは、はいどうぞ。

森吉町春委員： 今の答弁によりますと調整が必要だということですね。そうしたら調整方針の具体的内容も、現行通り新市に引き継ぐでなくて、現行の通り新市に引き継ぐが、あるいは新市において調整するとかそうした内容にならないとおかしいんじゃないですか。と言うのは今までの分は仕方ないと思うんですね。それぞれの町村、事情があるわけですから。例えば伺いました既に設置したのが 120 軒あると、最終的に 640 軒を計画するという事なれば、今後新市において阿仁町のような行政管理のものとそれから個人設置のものと二色出てくるわけですから、大変難しくなる分けですよ。従いまして新市において設置するものはやはり統一するような考えで調整していただきたいと言うのが私の意見でありまして、是非調整頂くように再協議していただきたいと思います。

岸部会長： 分かりました。それでは再協議というふうな事で宜しいですか。それともここに今あるように3年ないし5年で調整を図るという風なことでもいいかと思いますが、いかがでしょう。はいどうぞ。

合川町成田委員：合川の成田です。この問題は長期的な計画に基づいて設定され住民の同意を得て施工して来ている状況だと思います。従いまして、新しくこれからの施行のものについては新しい方法を考えればいい訳ですが、3ないし5年ぐらいの調整は必要じゃないか、私はそう考えます。

岸部会長：有り難うございました。ここの文章をそれじゃ直したらどうでしょうか。今もし直せばですね皆さんの同意を得られればここの所を、現行の通り新市に引き継ぐという事じゃなくて、3ないし5年を目途に調整を図るという風なことでいかがですか。

岸部会長：宜しいですか、異議無ければその様にここ訂正いたします。それでは他に。無ければその次のに入りたいと思います。はいどうぞ。

森吉町庄司委員：森吉の庄司です。上水道事業の計画ですが、実は森吉町と合川町が今ダムが出来た場合ダムから上水道の計画を立ててるわけです。これに勿論上水道と農地導水があるわけですが、その農地導水の関係がまだ確定してないわけです。ですからその辺のことですね、調整内容には全くこの通り現行の通り新市に引き継ぐとこうなってるわけですが、文言をこの中のどこかに入れておいた方がいいのでないでしょうか。

岸部会長：いかがでしょうか。小林委員さんどうぞ。

阿仁町小林委員：地元の庄司さんにあえて反論する訳じゃないですけど、ダムの工事後という風に私共理解していますがそれでいいですか。ダムの建設もやはり国の色んな工事の具合もあったりしてですね、完成時期までは不透明だと思います。そういう事を視野にいれて今この時期にですねそういう文語を入れるというよりは、やっぱりそれらの経過を見て、協議するべきだと思います。

岸部会長：事務局の方で今の事について、今後の事業の絡みもあると思いますけども、何か有りませんか。

建設専門部会・鈴木：はい、ダムに付きましては平成22年完成予定という事で今現在進んでおるわけですが、これもあくまで予定でございますので、延びていく可能性も捨てきれないだろうと、そういう事でこのまま現行通り新市に、鷹巣町だけになりますので、引き継いで完成し

た時点で必要量を導水することになりますので、その時点で検討して宜しいのではないかと、私共は考えております。

岸部会長： はい、春日委員さんどうぞ。

森吉町春日委員： 今の質疑はちょっと現状認識に欠けてると思うんです。ダムを完成後に導水するんじゃなくて、ダム完成までに導水がすべて完了しなければならないですよ。22 年に後に導水事業やるんじゃなくてそれまでにすべて完成してなければいけないです。現実、合川さんはポンプとかかなり老朽化しているようですしね、だから導水が大野台の畑灌を含むというふうに当初計画したんですがそれをそのままやるか、あるいは川から直接取水するかといういろんな問題は残ってますけど、ダムが完成したときはすべて完成してなくちゃならないという内容のもので発言訂正して下さい。

岸部会長： はい。はいどうぞ。

建設専門部会・鈴木： 失礼いたしました。舌足らずで申し訳ございません。現在も工事中でございますのでそれは完成時点で水が入ってくるという形になるわけでございますので、現段階では現行通り新市にこのままで、鷹巣町のみ引き継ぎたいという事でございます。

岸部会長： 宜しゅうございますか。

岸部会長： 宜しいですか。無しという風なことでございますので無しと認めてよろしいですか。はい。それでは、あ、どうぞ山田委員さん。

阿仁町山田(賢)委員： この下水道とか上水道これ一般の住民の方々が日常に使うものですから合併したことによってですね今までとは余り大きな、急激に変えることにはやはり住民の方々理解しかねると思いますので慎重に、安くなるのであれば大賛成ですが、高くなるという事になれば、それなりの住民の考え方が変わってくると思いますので、その辺は慎重に決めていただきたいと思います。

岸部会長： 分かりました。他にございませんですね。なければ 32 号につきましてはそういう事で進めて調整をするという事にしたいと思います。続きまして協議第 33 号広報・広聴の取扱いについてこれを事務局の方から説明して下さい。

事務局： 33 号の広報広聴でございますけども調整内容が新市において、広報紙を毎月1日と16日に発行する。ただし、創刊号の発行は、合併後速やかに行う。次に、2ページですけども、ホームページの公開・町勢要覧その他でございますけども、調整内容が1つ目が新市において、ホームページを開設する。2が新市において、市勢要覧を発行する。3がその他の広報広聴に関する事項については、新市において調整する。以上が調整内容でございますので、よろしくご協議の程をお願い申し上げます。

岸部会長： それでは第 33 号につきましてご意見賜りたいと思います。

(無しの声あり)

岸部会長： 無しと言う声がございますが宜しゅうございますね。それでは、有り難うございます。33号の調整内容につきましてはこの様に進めたいと思います。それから申し訳ありませんが、先程確認いたしましたんですが、32号につきましては水道事業の取扱い5ページの所を、「公共下水事業に係わる受益者負担金及び使用料について」は現行の通りというところを、3ないし5年を目途に調整を図ると言う具合にして宜しゅうございますね。じゃそういう事に決定いたします。で、ここの所だけ訂正をお願いいたします。それでは続きまして協議第 34 号につきまして事務局の方からご説明願います。

事務局： はい。姉妹都市、国際交流事業でございますけども調整内容は、友好都市、国際交流、地域間交流事業については、現行の通り新市に引き継ぐものとする。ただし事業内容等については、新市において調整を図る。この様な調整内容でございますので、宜しくご協議の程をお願い申し上げます。

岸部会長： それでは 34 号につきましてご意見を賜ります。

(無しの声あり)

岸部会長： 宜しゅうございますか。はい、それでは調整内容につきましてこの通りで進めたいと思いますから、宜しくお願いします。続きまして協議第 35 号商工・観光関係事業の取扱いについて、これを事務局の方から説明ください。

事務局： 商工・観光関係事業でございますけども調整内容が6つございまして、1つ目が中小企業に対する融資については、合併時に統一するよう調整する。2つ目が誘致企業に対する奨励措置については、新市において速やかに調整する。3つ目が観光協会については合併時に再編する。4番目が観光関係団体のうち、各町の第3セクターは合併後も存続する。合併後、各第3セクターは自立経営を基本とする。5つ目が観光事業・イベント等は主催団体と協議し、新市においても継続実施する。6つ目が観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。以上が調整内容でございますので宜しくご協議の程お願い申し上げます。

岸部会長： 3番のですね、観光協会について合併後に段階的に再編するという事を昨日話し合ったはずです。そこに段階的に、という言葉を入れようということです。

事務局： 失礼しました。昨日4町長会談がありましてそのなかで、この観光協会については合併後に段階的に再編するというふうな事で合意がなされておりますので、ここに段階的にという言葉を入れて下さるようお願いしたいと思います。

岸部会長： それではそういう事で皆さんたちからご意見賜りたいと思います。はい桜井委員さんどうぞ。

森吉町桜井委員： 森吉の桜井です。観光関係団体の件でありますけども、各町の第3セクターは合併後も存続するという事でありまして、そうすると同じ様ないわゆる観光事業、内容が同じ様な組織が3つ市発足後も残っていくという事になりますとね、やっぱり財政的にもぐっと問題があるし、やっぱりスリム化・合理化して財政の確立を図るという意味からこれも統合すべきではないかと私はそう言うふうに思うんですが。なぜこれ3つの団体を残すことにしたのか、この点についてご説明をお願いしたいと思います。

岸部会長： それでは専門部会の方での協議の内容を教えてください。

産業専門部会・照内： 産業部会の方の専門部でございます。照内と言います。今委員の方からお話された事は会議の方でもそのご意見がかなり出たわけですけども、いずれこの3つの組織については各々特徴がありまして、一括出来ないようないろんな組織形態が備わっておりまして大変時間を要した項目でございます。そういう事で今後の合併を視野にした場合どのような運営方針が宜しいかという事で、いろいろこう方向付けは、いろんな意見が出るわけですが、いずれ各組織のいろんな財政的な面もかなり係わっておりますので、この3つの分野に

ついてはすべてこう第3セクター的な面、正直なところ負債もかなりあるわけございまして、そういうものもすべて総合的に判断して、第3セクターにおいては自立経営を基本とするというような文語にさせていただきましたので、その点を宜しくご理解をお願いしたいと思います。

岸部会長： はい、どうぞ。

森吉町桜井委員： 当然自立経営を経営を目指すというのは当り前の事ですし、どこの町村の第3セクターも累積赤字あるいは借入金も非常に多く抱えておるわけですね。ただ、いわゆる合併して市になる、そのセクターが3つもあるというのは私はやっぱりおかしい。もし、色んな問題があるんだったら、一つの第3セクを作って部門別に組織を編成替えすればいいと思います。統合してそれぞれの部門を設けて運営していくというふうにすべきじゃないかなとそう思います。

岸部会長： はい、ただ今のご意見に皆さん達の他の委員の皆さん。はいどうぞ山田委員さん。

阿仁町山田(賢)委員： 第3セクターというのは独立法人、法人株をを持ってるわけですよ。それを町が出資したからと言って直ちに統合するといってもですね、株主の同意を得られなければこれは出来ないことです。従って、市としてはどの会社にもこのぐらい出資している、との問題だけであって、それを1本でなければならないという事に対しては私は、慎重に検討しなくてはならない課題であると思います。

岸部会長： はい、桜井さんどうぞ。

森吉町桜井委員： 実は森吉の方でも観光株式会社そして観光公社2つありました。ところがやっぱり同じ観光行政やるので2つの組織はおかしいという事で、株主にいわゆる出資金を返しました。そして観光公社という事で一本化しております。やっぱり私はそういう事は今後の検討でも宜しいわけでありまして、そういうふうに一本化していくのが本来の姿ではないのかな、そうでないと効率的な運営が出来ないとそういうふうに感じます。出来れば再検討お願いしたいと思います。

岸部会長： はい、小林委員さん。

阿仁町小林委員： 簡単に申し上げます。色々な経営内容もそれぞれ特徴があつてですね、いま

は資料もないので判断もしかねます。これは、極めて重要ですので、新市の議会でやっぱり協議する事項だと思います。

岸部会長： いかがでしょうか、桜井さん。宜しゅうございますか。はい、どうぞ春日委員さん。

森吉町春日委員： 異論を挟む余地はありませんけども、確かに法人格有するわけですが例えばですね、森吉の観光公社とマタギの里観光開発株式会社さんは大体同じ様な事業をしてますね。宿泊施設を持っていたり温泉持っていたり。しかもエリアとするところが森吉山を中核とした周辺ですね。従って私はむしろ将来性を考えるならね統合するんじゃなくて、一緒になって総合的にですね戦略を生み出した方がかえって効率がいいと思うんですよ。そういう面を含めましてですね、やはり一本化するような事でいかないと一つの巢の中に観光を司るいわば会社が3つあると、観光協会も3つあるという事ではなかなか調整が難しいし、発展性が見られないと思います。是非一つそうした意見をふまえて検討していただきたいと思います。

岸部会長： 分かりました。新しい新市において協議するということで宜しゅうございますか。はいそれではこの項は4番になるわけですけども、観光関係団体のうち各町の第3セクターは、合併後新市において協議する、調整を図るという事で宜しゅうございますか。どういう文言が一番宜しいでしょう。

阿仁町山田(賢)委員： 阿仁の場合は株式会社に町以外に一般の方々が出資している方もあるわけですよ。だからといって合併と同時にですね統合するとかなんとかっていう事を協定書に入れるという事はですね、私は問題あると思うんですよ。それは森吉の観光公社はどういう公社であるか、その内容について私存じませんけども、株式会社と言う様な形の中に町も出資しているけれども、一般のその他の方々も出資している会社なんですよ。それを合併協議会の場において、また新市になってですねそれを再建するかというふうな事、今ここで決めることには問題があります。ただ今第3セクターとして設立している会社に対して、行政がどの位の毎年補助金とか何かその様なもの出さないで、その会社、独立して一つやって欲しいという様な形にするとするならばそれで私は結構だと思うんだけどその辺はどういうものでしょう。

岸部会長： 分かりました。そういう存続あるいは再編と言うような事含めてですね新市において協議するというふうなことの文言で宜しいでしょうか、調整内容としては。

岸部会長： 宜しいですか、何かご意見ありましたら。

阿仁町菊地委員： 阿仁町の菊地ですけど、この第3セクターも様々出資している町でございますので、この文言でいくと最終的には自立経営をまずやると言うような基本姿勢で行くということが、合併後の新議会で協議していくという事も今後の補助金とかはあろうだろうけど、この文言で私はいいんでないかと感じるわけです。それともう一つちょっとお聞きしますけど、観光協会が3協会あるわけですけど、それぞれの内容について、各町の観光協会のあり方が分かっている人物からちょっと、町の補助金対策でやっているのかそれとも観光協会独自でやるのか、そしてこれは合併後に再編することとは一つだけのこと、一つになろうという事だろうと思いますけどその場合においては、新市において協議して補助金等でやっていくのか、今の現実の、現在の姿をお知らせ願いたいと思います。

岸部会長： 分かりました。観光協会についてはこちらの方が済み次第入りますが、まずこの第4番の第3セクター問題につきまして、この文言をどういう具合にするかというふうな事ですが、今のご意見ではこのままでいいというふうな意見と、それから後でやっぱり協議するという事にしておいた方がいいという2つの意見だと思いましたが、いかがでしょう。

岸部会長： このままで結構ですか。みなさん宜しゅうございますか。

阿仁町小林委員： 阿仁の場合も第3セクターに町は8割出資しているんです。例えば3つをこのまま認めていこうとあるいは一本化しようと、最終的には市の財政にかなり影響してきますのでこういう重要な議案は、一本化するかこのまま最後認めるかという事について新市でやっぱり議論すべきだと思います。そういう提案です。

岸部会長： どうでしょう。新市で協議するというふうな文言にした方がいいですか。

岸部会長： 菊地さん宜しいですか。そういった形で。それでは先程菊地さんが申されました観光協会について事務局の方から説明下さい。

産業専門部会・照内： 今の質問の観光協会に係わる運営費の補助についてお答えします。鷹巣町観光協会に対して町の運営補助については 500 万でございます。それから合川町の観光協会の補助金は 6 万 5 千円。阿仁町の観光協会さんに係わる運営補助は 600 万でございます。

岸部会長： 森吉町さんの方は...？

岸部会長： 今発表がありましたけども宜しゅうございますか。その位の補助金になっていると。ご意見、それについてのご意見をどうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： この合併協議の中において、観光協会は全く別組織ですよ。行政と関わりのない機関だと思います。関わりのないと言えば語弊があるかもしれませんが、ただ補助金を出してるだけで運営そのものはその協会、観光協会そのものが今のような形で観光協会を運営していくのがいいのか、もしくは合併してやったほうがいいのかという事を、協会自体がどういう考えを持っているのか私には分からないわけです。それをこの協議会の協議の中に持ってくるという事は、再編という事は合併って統合するという意味を含んでと思うんですよ。その辺はどういう考えでここに載せてきたものか、お訊ねしたいと思います。

岸部会長： はい、それでは事務局の方で観光協会はどういう様な実質のものであるのか。それも含めて。

事務局： この観光協会の場合は合併を支持する場合の、各合併の検討団体に入っておりまして、いずれ新市の場合に一つの市の観光をどういうふうな形でPRしながらやって、活動していくかというふうな事ではそれぞれバラバラでは不都合ですので、新市の合併と同じように統合したらどうかと言う提案ということで載せております。

岸部会長： はい、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： これ例えば農業委員会の場合は農業委員会の代表の方集めて色々協議されたようです。また消防は消防なりに協議されたという話も聞いている。観光協会はそういう様な会長さん方に集まって貰って、将来この新しい市の観光協会がどういう形にするかというな話合いを持ったものかどうか。それから森吉山で森吉町では観光協会的な機関に町の補助金が無いとこういうふうに受けたわけですが、逆に言うならば今観光協会が無いけれども公社の方で一切やっておられるようですが、そういう様な活動費という様なものは森吉町の方からは公社に対してお金を出しているのかどうか、その点についてお訊ねしたいと思います。

岸部会長： その点につきまして事務局の方でおわかりになっておりますか。

観光分科会・柴田： 観光分科会長の森吉町の柴田です。観光協会の会長さん等には意見等は聞いておりません。あと森吉町の観光公社へは協会等の活動に対する補助金等は一切出しておりません。以上です。

岸部会長： まだ観光協会の会長さん達と話し合いは進めてないという事ですね。

観光分科会・柴田： 公社に対しては補助金は出しておりません。

岸部会長： 森吉町さんの方は公社に対しての補助金は一切無いと言うようなことでございます。観光協会の方との統合という話し合いは、農業委員会みたいに話し合いは進めて無かったというふうな事ですけども、如何取り扱いますか。はい檜森さんどうぞ。

鷹巣町檜森委員： 鷹巣の檜森です。観光協会の性格が正しく伝わっていないと思って今お聞きしております。行政でやるところとそれから団体、任意の団体でやるところの違いがあいまいな感じがします。それで観光のあり方というそのものについて鷹巣の場合は観光協会ではやっておりません。イベントに関しての関わりは持っておりますが、観光行政とか観光施設とかいう面については関わり合いを持ってないので。各町ともそれぞれ観光協会の性格、違うと思うんです。特に合川さんの場合には6万5千円の補助で果たしてどのような観光、中身が観光協会なのか。何か疑問に思っております。観光ってのはこれ大変大切なものでありますけど、何処まで行っても終わりのない事をやってるわけにならないので、行政これほんと逃げてるんです。役人の方が逃げるんです。実績が上がらないと困るんですから。だからこの点改めてもう一度観光行政と観光協会の性格というものをもう一回考え直して見なければ、一緒にするとかという事が成り立ち得ないのでは無いかと思います。以上です。

岸部会長： はい有り難うございました。今のご意見に対しまして。かなり町のその町によっては性質が違うという事で。はいどうぞ小林委員さん。

阿仁町小林委員： 角館とかですね著名な観光地では協会が町から補助もらってる所は無いですよ。実質的にやってるいけるところは別にしましても、この圏域内の協会と言うのはやっぱり財政的に脆弱で、町からお金もらわなきゃやっていけないという体質になってる。従って合併後何がしらの形で金が出ていきますので、この委員会です、やっぱりここにあるように合併後に、再編するという表現果たして正しいかは分かりませんが、何がしらの形で関与していくべき必要があると思います。補助金が市から出るというふうな事が想定されますので。

だから担当者はね関係の協会の方々との事前の事務局との話し合いが持たれなかった様な気がしますのでその辺のとの話し合いも必要かと思います。ただ私、やはり新市になってもやはりうちとか森吉の場合は特に観光が重要な施策になってますので、協会等の表裏一体の関係ってものが持続していくべきだと思いますので、なにがしらの形でやっぱり関与して行って欲しいと思います。

岸部会長： はい、他に小林委員ございませんか。観光協会というなのはそれぞれ独自の協会だから合併になじまないと、ことこちらの方で指示するのは何もないというようなご意見と、やはり色々和新市においても色々持って行かなきゃならないもんだからここに入れといたほうがいいと言うご意見と二つ出ています。はい春日委員、どうぞ。

森吉町春日委員： 皆さん言った意見を総合すれば、やはり北秋田市において観光行政をどういうふうにするかという事に係わってくると思うんで、当局提案通り合併後に段階的に再編するでいいんじゃないですか。

岸部会長： はい、皆さんいかがですか。いいと言うご意見言っていましたけど、これで宜しゅうございますか。

(はいの声あり)

岸部会長： はい。それではその様に図りたいと思います。ご意見ございませんか。はいどうぞ。

森吉町庄司委員： 民宿関係の事業資金の廃止の関係なんですけど、これ森吉と阿仁だけの様なんですが、需要が無いと言うことで合併時に廃止するという事なのか、私、今の観光とも当然関係あるのですがやはりこれから例えばグリーンツーリズムなり色々な面でですな、やっぱり人呼ぶ前に、呼ぶとした前にこういう制度があってはいいので無いかと。むしろ中身の問題を検討して、このまま新市に引き継いで検討していった方がいいのではないのかと思うわけであります。ま、合併時に廃止するという事これどういう事でこういうふうになったのですか。

岸部会長： はいそれでは、専門部会の方ですね。

観光分科会・柴田： 廃止にした理由はですね、ここ 15 年間全く実績が無かったという事で有名無実化しているという事で廃止するというふうに結論出しました。

岸部会長： いかがでしょうか、宜しいでしょうか。他にございませんか。はい山田委員さんどうぞ。

阿仁町山田(博)委員： 需要が無いから廃止するというのは、どうでしょうか。今、グリーンツーリズム、この地域というか鷹巣を除いて阿仁だとか森吉と言うのはやっぱり地域振興を図って行くということになるとその観光、自然がピックアップされ、これに対して県でも力を入れてるんですよ、今までと違ってその民宿とかに対する規制が大幅に緩和されつつあるんです。ですからこれはむしろ廃止じゃなくて再検討するべきじゃないかなと思います。再検討していただきたいという事をまず提案しておきたいと思います。

岸部会長： はいどうぞ春日委員。

森吉町春日委員： 山田委員の言われることは良く分かりますが、この内容を見てみればですね、融資が1件50万以内、金利が3%なんて現状に全く合いません。従ってもし必要なら新市において必要性を認める提案があったら作ればいいし、現状ではまったく利用できない条例ですので、だから私はこのままで廃止でもいいと思います。

岸部会長： はい檜森委員どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 今、この地域の工業出荷額それから小売りの額というのが、目に見えて下がって来ているわけで、これは産業というものがどのような役割を果たし得るのかと言うと、絶えず消化していかなければならなかった訳でありますけど、消化をしないままズルズルと落ち込んでいった訳であります。ですから今回の場合のこの誘致企業等に対する奨励措置と、それから既存の企業に対する手厚い支援というものが無ければ工業出荷額が出ない。工業出荷額が出ないということは雇用が無いという事です。それと同時にこのグリーンツーリズムが今これから、大変な大きな重要な地域の柱に成っていこうとしている時に、この条例は廃止するのではなくて改良積み上げという事、もう一度こう考えて使い勝手のいいように。これただ条例を作っただけなんです。心が入って無いんです。この私出来たときだって50万円というのは何の役にも立たなかったと思うんです。ですから単なるお茶を濁した程度のことは止めようというものなんです。お茶を濁さないで肥やしになるということで考えてみますと、50万円では何の足しにも成らないと思うんです。それからこれを応援しますと、新市では応援しますよというところがどの程度であったらいいのかという事も考えていただきたい。この和歌山県のシャープの工場の誘致をご覧下さい。とんでもない発想、発想の方法が変わってるんで

す。この奨励の条例でも来る工場ありません。その結果が毎年毎年工業出荷額が下がっても、統計取っても今までやったことは、何も痛み感じてないんです。こんなおかしいところ何処にも無いです、痛みを感じてないと工業出荷額が下がっても下がっても底が見えてきても、痛みを感じないとこんな馬鹿な話、私無いと思うんです。だからここをなんとかするかです。なんとかするか、秋田県もこの工場誘致条例では建物は建てる時はもう土地を買えばあと融資先、金が無いとか色んな事あるんです。此処いらへん改めてもう一度どうしたら魅力あるものに成るのかという事を考え直していただきたいと思います。

岸部会長： 皆さんから他にご意見ありませんか。もう一度これを考え直して変えるかどうか。はいどうぞ。

阿仁町山田(博)委員： 同じ事の繰り返しになるけど、だからあるものを廃止するのは簡単ですけども、廃止して作るよりもあるものをやっぱり見直しして、今檜森さんおっしゃられたようにやっぱり時流にあったものを作っていくという、こういう発想でやっぱり取り組んで行かなければならないんじゃないかなという事です。

岸部会長： 新しい考えの元に盛り込むべきであるというふうな事でございますがご意見いかがですか。それで宜しゅうございますか。

岸部会長： 廃止しないという事で。

岸部会長： 見直しというふうなご意見になるそうですが、宜しゅうございますか。

鷹巣町檜森委員： 誘致企業に対する姿勢というものを改めて、もう一度見直して本当に誘致するという事を考えてる、誘致するという事を考えてることがこの条文の中から感じられるような文章に書いて下さい。多分仕方なく載つけたというのであれば、私は何にも心というものがないところで物も人も来ないと思うんです。

岸部会長： 他にご意見ありませんか。

岸部会長： はい、どういう具合に絞りましょうか。

阿仁町菊地委員： 阿仁の菊地です。

岸部会長： はい、どうぞ。

阿仁町菊地委員： 今の企業も民宿も現状をただ、現在その人の情報もらってるのを載せておるわけで、これから益々この市になると新しい感覚で物を作っていかなければならないと思いますので、必ず必要なものが出てくると思います。これを再度新しい市になったら調整していくという項目が結論だと思いますので、民宿であろうが誘致企業であろうが、新しい市になったらもっと積極的な方法でやっていくということが必要だと思います。

岸部会長： 他にご意見ありませんか。これは継続すべきであるという意見ですが。はい、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： 山田ですが、ここの文言を「合併時に廃止する」ということではなしに、「合併後に協議する」と変えれば良いと思います。いい方法に協議するとういうふうに理解した形でこの調整文を作っておいた方が良いと思います。

岸部会長： はい、宜しゅうございますか。今の様な意見で。じゃその様にいたしたいと思います。それでこの項につきまして他にご意見ございませんか。宜しいですか。分かりました。それではここの所は第4項の所をまず観光関係団体の内、各町の第3セクターは合併後新市において協議するという方な事でございますね。それからもう一つは7番として追加することになるわけですが、中小事業については新市において検討するという事で宜しいですか。じゃその様にしたいと思います。それでは 35 号につきましては以上で終わריまして、次に 36 号地域振興事業についてこれを事務局の方から説明下さい。

事務局： 地域振興事業でございますけども、1ページの調整内容が新市において、総合発展計画を作成する。2ページが新市において、過疎地域自立促進計画を作成する。3ページが新市において、辺地総合整備計画を策定する。以上が調整内容でございますので宜しくご協議の程お願い申し上げます。

岸部会長： ご意見賜りたいと思います。かなり広い範囲とのことで。当然と言えば当然。文章としてはこれで宜しいですか。はいそれではその様にいたしたいと思います。それではその次に第37号納税関係について事務局の方から説明願います。

事務局： はいそれでは1ページでございますけども調整内容が、納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。2ページの調整内容が納税貯蓄組合に対する補助金については、合

併時に再編する。納税奨励金については、合併時に廃止する。2番目が納税貯蓄組合連合会への補助金については、合併時に再編する。3ページが調整内容が2つありまして申告受付会場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。2つ目が口座振替については、合併時までには再編する。以上が調整内容、それぞれありますので宜しくご協議の程お願い申し上げます。

岸部会長： その後も説明して下さい。

事務局： 失礼しました4ページも有りました。調整内容が郵便振替については、鷹巣町・森吉町の例により合併時に統一する。2つ目が督促については現行のとおり新市に引き継ぐ。以上でございます。大変失礼致しました。

岸部会長： はいそれでは委員の皆さんからご意見を伺いたいと思います。

岸部会長： それでは事務局で提示した調整内容で宜しゅうございますか。はいそれでは異議が無いようでございます。それから次の 38 号交通関係事業について、事務局の方から説明して下さい。

事務局： 調整内容ですが、公共交通機関の確保に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。これがそれぞれのバス路線運行関係です。それから2ページの代替タクシー等運行事業、それから3ページの空港関係、4ページの鉄道関係、同関係の調整内容でございますので宜しくご協議の程をお願いしたいと思います。

岸部会長： はいそれでは皆さん達からご意見賜りたいと思います。これから合併すると非常に交通関係は大事な部分ですけども、どうぞご意見賜りたいと思います。

岸部会長： はい春日委員どうぞ。

森吉町春日委員： 鷹巣の代替タクシー、どういう制度であるか説明していただけますか。

岸部会長： 事務局の方からお願いします。

総務企画専門部会・今畠： 総務企画専門部会の方から説明いたします。代替タクシー制度の関

係でございますが、私共鷹巣町の方では代替えタクシーという呼び方もいたしております。それで現在4町の中で鷹巣町だけ実施されております。それでこの制度を簡単にご説明いたしますと、ひとつは生活バス路線が無くなったことによって新たにそれに変わるものと、要するに代替の物という取扱いをいたしております。それから二つ目として通院に要する為にこの代替制度、代替タクシー制度を使われておるといいうのが大きな二つの要点でございます。それで概要を若干申し上げますが、現在鷹巣町で5つの路線でこの制度を実施しております。これは皆さん方の資料の2ページの方にも記載しておりますが、この運行するに当たっての事業主体、これは町ではございません。その地域、地区が事業主体と成っていただいております。基本的にはその地域の皆さん方でその経費をまかなうというのが基本であります。ですけれども運行に際しては、一部赤字が出るという場合は行政、町側が一部赤字補填をするという状況の制度に成っております。ちなみに昨年度利用されております利用人数の関係でございますが、5つの路線で利用された延べ人数は約 6500 人います。それにとりまう補助関係が町から出されておりますが、赤字補填額が 15 年度の場合 288 万 8 千という額でございます。以上が概要です。

岸部会長： はいいいかがでしょうか。はいどうぞ。

森吉町春日委員： 大変いい制度だと私は今まで思って見てきました。他の3町にも生活バス路線の廃止といういろいろ出てきてますので、従いまして鷹巣町内に限らず他の地域にもこの網をかけた方が、私は地域住民の為成るんじゃないかと思うんですが、そういう検討はなされなかったのですか。鷹巣のみにしたという理由はいかがでしょう。

岸部会長： ここには調整の具体的な内容のところにはこれから検討するというのが有りますが、これで宜しいですか、この文言で。

(その文言は4町を含めてという事ですか)

岸部会長： そういう事ですね。調整の方針ですからこれは4町に関わりあるということです。

森吉町春日委員： そうで有れば結構ですが、そうでなくて鷹巣のみだと私は誤解しましたので、そうすると北秋田市においては該当する地域にはこれを波及させるとそういう事ですね。

岸部会長： そういう事ですね。じゃそれで宜しいございますか。それでは他にございませんでし

うか。38号これで宜しゅうございますか。はいそれではこのとおりという事にいたしたいと思えます。それでは続きまして39号消防防災事業について事務局の方から説明下さい。

事務局： 消防防災組織それから防災行政無線の関係の調整内容が、1つは自主防災組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において組織体制等の調整を図る。2つ目が防災行政無線については、新市において速やかに新市無線局の移行計画書を策定し、計画的整備を図る。2ページが地域防災計画、水防計画でございます。1つ目の調整内容が地域防災計画については、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。2つ目が水防計画については、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。3ページが水防協議会、防災会議でございます。この協議内容が1つ目が水防協議会については、合併後に再編する。2つ目が防災会議については、合併時に新たに設置する。4ページが防災対策本部の設置計画でございます。防災対策本部については、合併時に新たに設置する。以上が調整内容でございますので宜しくご協議の程お願い申し上げます。

岸部会長： はいただ今説明がありましたが、消防防災につきましてのご意見賜りたいと思います。はい春日委員どうぞ。

森吉町春日委員： 防災行政無線についてですが、この地域では合川町さんが一番早かったんですね。次に森吉がやっております。うちの方かなり老朽化しております。合川さんも当然そうだと思いますが。阿仁町さんが個別受信方式をとってますので最新だと思いますが。一番大きいところで鷹巣町が未整備のわけです。それで調整内容を見ますと速やかに計画書を策定し計画的に整備を図る。よく分からない表現であります、これ莫大なお金かかるものですが、まあ、文言はこれでいいとしても、具体的にそうすればですね新市の財政計画の中にこれ盛り込んでいるのかいないのか、盛り込んでいるとすればどれくらいの整備費を考えているのか、併せてお訊ねします。

岸部会長： 事務局の方でいかがですか。わかりますね。

事務局： はい新市まちづくり計画の中にも組み入れております。そして規模ですけど4町で設定する場合約7億というふうな事で財政計画には組み入れております。

岸部会長： はいどうぞ。

森吉町春日委員： そうすれば財政計画の中に臨時計画として7億分を充当していると、計画に入っていると、そういうふうに理解して宜しいですね。

事務局： はい、そうです。

岸部会長： 他にございませんか。はい小林委員さんどうぞ。

阿仁町小林委員： ちょっと教えて頂きたいですが、1ページの消防防災組織鷹巣町と合川さん、うちの方の場合は婦人消防協力隊、婦人が代表になってますけど、合川さんの場合 2,343 名おりますね。それと鷹巣の火災予防組合の8地区 1,444 名この両地区の人数の中味を示してください。

岸部会長： 専門部会の方で、鷹巣の火災予防組合という風なことについて説明下さい。

総務企画専門部会・今畠： そうすれば専門部会の方から説明申し上げます。消防、防災組織の欄ですが合川町さんここに記載しているとおり 25 地区 2,343 名という形で記載してます。合川町さんだけ他の3町とこの取扱いが違います。ちょっと説明申し上げますが、鷹巣、森吉、阿仁町さんはそれぞれの地区においてこの組織に該当する人を選任いたしております。人をという形で選任いたしておりますが、合川町さんだけその地区という、集落という考え方結構ですが、集落にお願いしているという事でありまして、2,343 名というのは 25 地区 25 集落が全部該当になっておるという意味合いの数字なります。それと鷹巣町の火災予防組合地区につきましてはそれと同等の意味合いの人数に成ります。

岸部会長： 宜しゅうございますでしょうか、出来れば今のをふまえてご意見を出していただきたいと思います。

岸部会長： いかがでしょう。これで宜しいですか。はい、小林委員さんどうぞ。

阿仁町小林委員： 先程ですね4町で7億という予算ということですが、その場合ですね、現在の施設を有効に継続活用するのか、全部更新するのか。うちの方だけが個別受信という形になってますのでその辺のところはどうですか。

岸部会長：はいじゃ事務局の方から。7億の内容を説明をして下さい。

阿仁町小林委員： 会長さんうちの方の場合ですね各地域単位に当初は拡声器おいてあったんですけど、どうも聞こえが悪いという事で最終的に個別に落ち着いたとその過程にはかなりの無駄な投資もしてありますので、個別受信は我々いいと見てますけどその辺のところですね計画どうなってるのか。

岸部会長： はいそうですね。はいどうぞ事務局の方で。

事務局： 大変おくれて済みませんでした。今確認したところこのまず7億の中の計画というのが全部更新とした場合の7億というふうな事でございます。

岸部会長： 4町更新という計画だそうでございます。宜しゅうございますか。この項これで宜しいでしょうか。それでは 39 号はこのとおりで調整することにしたいと思います。続きまして協議第40号生活環境事業について事務局の方から説明下さい。

事務局： はい生活環境事業でございますけども、調整内容が3つあります。1つ目が生活環境政策については、各町の条例等に沿って行われているため、4町に共通して設置されている条例もしくは類似した規則等がある場合は調整し、合併時に新市に引き継ぐものとする。2つ目が単町のみ条例等の場合については廃止し、必要に応じ新市において新たに制定するものとする。それから3つ目が地方自治の原点である自分のことは自分でを基本に検討するというふうな、3つの調整内容でございますので宜しくお願いしたいと思います。

岸部会長： はいそれでは皆様からまたご意見を賜りたいと思います。どうぞ活発なご意見いただきたいと思います。特定の方達だけでなく、どうぞ平等に発言の機会はあるわけでございますのでよろしくお願いします。今までご発言の方もどうぞ。

森吉町春日委員： ゴミの収集ですが組合で直接やっているところと、業者委託のところがあるので、この辺の調整はどういうふうになさるのかをお願いします。

岸部会長： はいゴミの収集について各町が違いがあるとそれについてのどのように調整する予定かという事ですが、専門部会の方で協議の内容についてお知らせ下さい。

住民部会寺田： 住民部会の方からご説明申し上げます。ただ今のゴミの収集の件でございますけれども、現行どおり新市に引き継ぎまして、2年から3年の間に一定の方向性を見いだしたいと考えております。ただ、合川町、森吉町それから上小阿仁村に関しましては一部事務組合の関係がございますので、この2町に関しましてはそちらの方で協議を委ねたいと考えてございます。以上です。

岸部会長： いかがでしょうか。2町1村の処理のについてはそちらの方というふうな事ですが、

(無しの声あり)

岸部会長： はい分かりました。それではこれでよいと言う具合に承りましたので、調整の内容はこのとおりいたします。それでは第 41 号電算システム事業について事務局から説明願います。

事務局： はい調整内容でございますけども、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に住民情報システム及び内部情報システムを統合し、合併関係町間をネットワーク化する。ただし、個別システムについては、新市において調整する。以上が調整内容でございますので宜しくご協議の程お願い申し上げます。

岸部会長： はいそれでは電算システム、非常に多くの予算等を伴うわけでございますが、宜しくご審議願いたいと思います。

岸部会長： はい檜森委員さんどうぞ。

鷹巣町檜森委員： これは前に報告という事で出た案件であります。今度は協議という事になっているので改めて質問をさせて貰います。そして今度色んな業務の内容がありましたが、先般、報告された中で何処まで盛り込まれていたのかちょっと疑問に思いまして盛り込まれた4億数千万というような額がどこから何処までを盛り込んだのかご説明をお願いいたします。

岸部会長： はいそれでは事務局の方から説明してください。

事務局： 計画班の成田です。宜しくお願いします。前回ご説明いたしました4億6千万という金額については住民情報系のシステム統合と内部情報系のシステム統合です。あとネットワーク

につきましては、新市になって地域イントラ基盤整備事業等を使って整備するという事で、それまでの間はネットワーク回線を借上げて準備していくという事になっておりましたので、そういった金額が盛り込まれておりました。

鷹巣町檜森委員： 個別に例えば固定資産税、町民税、具体的に話してください。

事務局： はい、統合する業務の範囲という事で宜しいでしょうか。

鷹巣町檜森委員： 個別に説明していただきたいと思います。漠然とした事であれば分かりかねます。

事務局： そうしますと統合する対象業務の範囲という事で、宜しいでしょうか。

鷹巣町檜森委員： 今分かるように質問します。今この業務の中に4町でお互いに共通しておやりになってること、まだやってないものとあるわけでありまして、それが何処までおやりになるのか。4町で共通しておやりになる4億6千万の範囲とは何処までなのかという事を聞いてるんです。

事務局： 本日の説明資料にございます住民情報そして税。また次のページには福祉、医療、健康という、細かい業務まで載せてあります。その隣の部分については、各4町のシステム化の現状が○印で表されています。ここにありますその住民情報系システムそして内部情報システムの、この全ての業務につきましては、新市になってからはシステム統合して運用されるという事でございます。

鷹巣町檜森委員： そうするとここに盛られてあるものは、主な業務の内容という事に書かれてあることは全て盛り込まれておる、というふうに理解して宜しいわけですか。

事務局： はいそうでございます。

鷹巣町檜森委員： それではあの、あえて質問したいと思いますが、税金、税に関してはいつの時点で締めていつの時点から課税が始まるのかちょっと教えて下さい。

鷹巣町檜森委員： 分からないですか。いつの時点で課税対象となるかを、締めてね、それから計

算して税が納税者に課税通知というものがいくわけです。締めるという時期がいつなのかちょっと分かりかねますので、ちょっと教えて下さい。

事務局： 電算準備室花岡です。その問題に関しましては今住民情報、税や福祉など業務検討会ということを開きまして、業者と業務検討会メンバーは個々の各業務担当の業務に長けた方なんですけども、それと準備室が一緒になって業務検討を実施してるんですけども、その中で調整して参ります。

鷹巣町檜森委員： 税金というのは12月31日まででしょ。だからね12月31日という事になると1月1日から合併前までは大変忙しいという事なんです。いいですか、そこを聞きたいんですが、そうしますと、今までコンピューターを使った場合に、色々と乗り換える場合にどういような作業手順で行われてきたかもお聞きしたいんです。今、大手の銀行で合併してコンピューターが動かなくなって頭取がお辞めになったんですよ。例えばその辺をお聞きしているんですが、もう既に動いてなければならぬです。一緒に走らなければならぬです。

事務局： はい現在の作業の状況につきましては前回、前回と申しまして第3回の協議会で業者選定のご報告させていただいたんですけど、NEC 株式会社アイシーエスという事になりますけども、予備調査、業務委託計画という事で基本設計の作業を進めております。各業務のシステムの担当職員と業者により業務検討会を開催しながら、各システムの帳票、画面、運用などの検討やあと、カスタマイズの方法を汲み上げて、またそれについては必要性を検討しながら対応しております。そういうふうな作業等あります。

鷹巣町檜森委員： そうすれば今検討している段階だという事で理解して宜しいでしょうか。

事務局： ええ、業務検討会という中でそういった検討を進めております。

鷹巣町檜森委員： まだ検討している段階ですね。どういうふうにしておやりになるかという事を検討していることですね。そうすればまだ方向設定は出ないわけですね。

事務局： いえ、方向性というのはですね、稼働実績のあるパッケージソフトを導入しながら新システムを構築するという方向の中で作業を進めてございます。

鷹巣町檜森委員： 私はそういうのは丁度、合併を目前にした時に大変な電算の中で、もじらフ

ルが起きたりした場合にイタズラに作業が混乱を起こしたりしたらどうするかという事を大変心配してるんです。我々納税者は別に統合しなくても何にも痛くも痒くもないんです。もうひとつ聞きますが、過重な仕事にならないという保証ありますか。1月1日から3月31日までの間に、いろんなシステム何処でどういうふうにして試行していくつもりですか。そこをお聞きしたいと思います。

岸部会長： 今、予定の作業内容の予定について今わかりますか。こういう手順で進める、こういう具合に。

事務局： はいお待たせして済みません。作業のスケジュールという事でご説明させていただきます。平成 17 年3月末以内の合併目標という事で全体スケジュールを組んでおります。基本設計、そして現行システムの調査という事で8月前半まで行いまして、その後9月の予算化というふうに想定されますので 10 月に本契約、そしてネットワークの接続についても 10 月接続。そして財務会計の本稼働が 11 月、その他のシステムの仮稼働が1月、職員研修の期間が2月、3月。システムの本稼働日が合併日というふうに動いております。

鷹巣町檜森委員： 大変分かり易いようにとうとうと述べられましたが、トラブルがあったら何とするんです。これがね試行しない、私もいろんな何回もシステムを変えたんですけどもね。良く同時にやる時間が無いと心配でどうしようも無いんですよ。既存のものと新しいシステムと一緒に動かす時間ありますか。

事務局： はい。システムの仮稼働が1月というふうに考えておりまして、それから合併日までの間は職員研修と後、既存のシステムと新システムの並行稼働というふうにしております。

鷹巣町檜森委員： ああそうですか。そうすればですね今新システムとそれから丁度 12 月 31 日で全てのものが、固定資産税でも町民税でも全てが終わるわけでありまして、そういう時に旧町の中でそれは進めなければならないことですよ。旧町の中で進めなければならないことなので、一緒にやれるという事はどういう事なのか。新システムをそれから旧システムと一緒に動かしていくというのは、旧町の中で行われるわけですよ。新市の中で行われるのですか。

事務局： はい合併日のギリギリ迄に現行のシステムも勿論動きますし、あと合併日以降安定した稼働の為に並行して、仮稼働の期間2月3月はそれぞれ旧町で現行システムが動きますし、新市になってからの新システムも旧町が合併前は旧町の範囲で仮稼働していくという事になります。

す。

鷹巣町檜森委員： そうすれば最後にもう一つ伺います。そうすると3月 31 日までは課税に関しても旧システムで動くというふうに理解して宜しいでしょうか。

事務局： はい合併時までは旧システムで動くという事になります。

鷹巣町檜森委員： そうすると旧システムで3月31日まで動いて、納税通知が出るのは旧システムで出るというふうに理解しても宜しいでしょうか。

事務局： はい、あのですねその並行稼働という部分につきましては現行システムは現行システムでひとつ動いていきますし、その他に新システムというものももう一台ある形になります。

鷹巣町檜森委員： そうすると大変大きな労働力がかかる事ですね。倍の労働力、時間がかかるという事なんですよ。それでそこまで急いでやらなければならないかという事、私心配しているのです。旧のもの、現在使っておるもので電算して来年に、合併した後に使ってもいいのではないかと考えているのですが、どうしても新しいシステムだと両方ね、例えば繁忙期の時に両方立ち上げて進めるというのは大変労働過重になるのでないかと心配しているんです。この税以外にもいろんな事やらなければ為らないのに、なんで新しいシステムも一緒に動かしてやっていくのかという事に私、住基と税に関しては心配しているんですが、心配ないんですか。いろいろと税の申告を受けたり固定資産税を勘定したり、計算をしたりするという事は私は償却資産から何から、たいへんなる労力だと思うんです。だからそういう事を心配しているんです。大丈夫なんですか。

事務局： はい、ま計算準備室、事務局そして業務検討、各業務の担当者が集まった中で話し合いを行いながら進めておりますし、後、今回の選定作業者に付きましても合併稼働の他自治体での合併稼働実績を持った業者となりますし、後更に、市町村合併のコンサルティングの業務も委託してます。それにつきましても他の合併事例をコンサルティングしたという事例を持った業者を委託しております、そういった形で確実な安定した稼働が期して出来るようにという事で今進めておるところでございます。

鷹巣町檜森委員： 中身までは分かりませんが、途中までいって戻っても別に構いませんので、安定した状態のなかで使って、正しい情報を正しく伝えられるようにひとつご努力お願いしたいと

思います。以上で終わります。

岸部会長： 有り難うございました。大変専門的なご心配をしていただきまして有り難うございます。
他にございませんでしょうか。はい春日委員どうぞ。

森吉町春日委員： 個別システムについてでございますが、今専門的なお話し合いになりましたけど、先般の協議会の時、私、岸部会長さんから鷹巣町は介護保険については他の3町と同じように、いわゆる標準的なやり方をするんだというふうにご答弁いただいたと記憶しておりますが、この4ページのところ見ますと介護事業者支援という個別システムの項目があるわけですね、他の町にはありません。あるはずがないんですけども、なぜこのようなシステムを持たなければならないのか、教えてください

岸部会長： 今、事務局の方で打ち合せしているようでございますけども、春日委員が鷹巣の福祉について非常にご心配されておりますけども、実は今日も9時から公社に関しましては実行委員会開いて、そちらの方に私も出てから来たんですけど、その皆さんと一緒になるべく一生懸命努力をしておるところでございますので、ご理解願いたいと思います。事務局で宜しいですか、いまの質問ですが。

事務局： 済みません。鷹巣だけ現在この介護事業者という基づいての支援のシステムがありますがけども、調整内容の方に入ってると思いますけども、この個別システムが現在鷹巣町だけ使ってるんですけども、合川町、森吉町、阿仁町この新市においてこの事業者としてどうしても必要で稼働なるとすれば、当然今までの各4町の全てがこのソフトを使いながらやっていくという方法になると思います。

森吉町春日委員： 介護保険について理解してないからそういう事を言うんですよ。あのですねケアマネジメント、訪問看護、訪問介護、特養老人保健施設ね、アセスメントまで。これは本来委託先の居宅介護支援事業者が介護報酬の中でやらなければならないんですよ、ね。何処の町村でもこういった介護支援事業者みんなそうやってやってるはずですよ。なぜ公費でこういったものをやらなければ為らないのか、これおかしいんですね。特別なシステムを鷹巣町は今までやっているんでしょうけども、これすべて介護報酬で委託を受けた業者がこれやっています。だから町で、公費でやるというのは私まったく腑に落ちないんです。

岸部会長： 今までは事業者自体がだいたい鷹巣町そのものでやっていましたので、こういうふうな

事になってるんですけども。社協につきましてはこの8月からまったく今おっしゃるようなシステムでやることになっております。別にですね。財団法人福祉公社につきましては今いろんな観点からそれを協議して、出来るような方向で模索しているところでございます。今私が言ったことについて何か、春日委員の方からのご質問に加えることが事がありましたら専門部会の方からどうぞ。

森吉町春日委員： 多分ないと思うんですよ。あのですね町長が言った特別なやり方をしているという事に尽きるわけですけども。他の3町は委託費でもって実施しておりますから問題ないんですが。もし新市においてもこうした機関が残るとすれば鷹巣の人口、新市の半分以上ですよ、当然老人の数もそうなるわけですが、介護保険が2通りなるという事になってしまうわけですね。これじゃやっぱりうまくないんですよ。合併時に統一するという事でないと私は非常に具合悪くなると思うんです。そうでなければ他の居宅介護支援事業者と競争で負けますよ。みんな独り立ちしているんですから、それを町からの補助金を無しで、無ければやっていけないようなシステムになってしまっているんですよ。まあ本当は人が一杯いるからという事なんでしょうけど、やはり介護保険法にのっとったやり方をしないと、圏域人口4万2千のうち半分がこの鷹巣方式で乗っかるとすればこれ大変な問題ですから、是非新市において統一すると合併の時点で統一するという方向に再協議していただきたいと思います。

岸部会長： 分かりました。その様に努力中でございます。でそうしますとこの所の調整内容についてはいかがでしょうか。今の問題はこの次、次回にもっと強烈に出てくると思いますので宜しくお願い致します。電算システム事業につきましてはどうですか。はい篠内委員どうぞ。

鷹巣町篠内委員： ちょっと鷹巣の事で担当に聞きたいんですが、この住民情報系システムの住基ネットなんですけど、これ噂なんで本当かどうか確認したいんですけど。この住基ネットで町の福祉保健サービス課の情報が、今春日委員が喋ったように、鷹巣が介護保険の事業者という事で、事業者が委託、社協及び福祉公社に委託しているという事で、住基の情報が全て社協及び福祉公社に筒抜けになってるという事になってるのではないかと、従って逆に福祉公社の職員が猶予されるのはつまり組合があるわけなので、ユニオンというのが逆にたどって福祉保健課の情報を全て分かるというか、取れるというか、そういう心配が予想されるわけですけど、こういう危険性つまり事業者が町であって、今町長が喋ったように社協については、8月1日から1部介護保険対応の部分を社協に事業者として認めてやらせるという事なんですけど、その心配は無いかどうかということです。これは噂なので本当かどうかという事を確認したいということです。

岸部会長： 私より事務局の方からお答え下さい。

事務局： 電算準備室花岡です。住基ネットの絡みで介護保険の一部がそのネットを通じて筒抜けになるような状態というのはセキュリティの問題ととらえてお答えいたしますが、その辺りはセキュリティ上の対策として遮断なり保護なりするというようになっております。

岸部会長： はい、保護されてるわけですか、そこを聞きたいという事なんです。

事務局： 安全上はセキュリティ上は大丈夫であるという、電算室としての考え方もそういう形になりますけど。

岸部会長： はいそうすると公社、社協へは住基ネットの方からの情報は流れていかないと、取り出せないという事ですね。

事務局： そうです。

岸部会長： だそうです。

鷹巣町簾内委員： そうすると 100%、100%町の情報が、町は送信は出来るけど逆に他の社協及び公社からはアクセス出来ないとそう断言出来るわけですね。絶対そういう事はあり得ないと、セキュリティで守られてると、絶対あり得ないという事ですね。それははっきりしてもらえればいいんです。

事務局： すみません、社協から住基情報を見れるという事でしょうか。住基ネットではなく。

鷹巣町簾内委員： 問題は社協でなくて今の(花岡：外部からという事ですか)現在の鷹巣町の福祉保健課からいろんな事で情報が社協に当然いくわけですよ。そして当然委託しているわけですのでケアタウン福祉公社にもいくわけですよ。いろんな情報が。その逆のルートで片方の一方通行で逆からのアクセスは遮断して出来ないのか。つまり垂れ流しなる恐れあるのではないか。絶対大丈夫という保証して下さい。

事務局： 外部からの侵入に関してはセキュリティ上大丈夫です。

岸部会長： もっとこうはっきり言って、大丈夫だと。外部から入れることは無いという事ですから。

鷹巣町簾内委員： まず絶対無いと言うことで、話を聞きます。じゃもう一つ聞きます。春日委員から言われたように鷹巣特別だという事で、ま実際特別金かけすぎて来たことは確かなんですけど、今町で他の方みたいに鷹巣町では介護保険の事業者という事でそれを、介護保険の対応を今社協に独自事業に移そうとしているわけです。そうすると今度社協が事業者という事になるわけですので、何処まで事務的なこと出来るか分かんないけど、事業者になるとその事業者が今度民間と競争するような場合に、土地建物から施設から全部町で、その箱ものを世話して後の面だけで競争しなさいという事はまずいわけで、指定管理者制度というものを取り入れて運営することになるだろうけど、そこに疑問が感じますのでじゃ箱ものはこれからどうなっていくのですか。8月1日からそれに対応していかなければダメだと思うんですけどもどうなりますか。

岸部会長： 鷹巣の議会みたいになってきましたけど、それはおっしゃる通りです。おっしゃる通りですが、ま今それについては検討しているところでございます。ご承知のように現在社協で使っているのは町が事業者というふうなことで使えるような補助金で建てた建物でございますので、それも検討中です。宜しいですか。

鷹巣町簾内委員： 検討中だと言えばそれはそれでいいわけですけど、本来であれば社協にまず会長とか理事とかいるわけですので、委託する立場の町長が検討中だというわけですけど、理事評議委員とかまったく認識無いんですよ。認識というより知らな過ぎるんですよ。今までまず、なんでもかんでも権利だけ主張してきて、それで福祉公社に関しても社協の理事評議委員がなってるわけですので、そこに問題があるわけですけど、町長責めるわけでないけど、やっぱりもっと厳しい対応というか、それを今までずっと認めてきたのですので、やっぱり合併を機に3月31日迄にはっきりとした対応を考えていかないと他の町に迷惑を掛けるというか、上乘せ横だし部分はまず横並びで他の方にあわせるとしても、そこら付近もやっぱり厳しくというかやっていかなければダメだと思うんですけど。いかがでしょうか。

岸部会長： 分かりました。私なりに言いたいことは、なんでそれを今まで議会でやって来ていなかったのかと言いたいんですけど。まあ、懸命にそれを是正するように努力しております。何処まで合併で出来るか分かりませんが、ま社協については私は出来るという具合に思っています。公社につきましてもですね、組織内の、またこういう事言っちゃ差し障りあるかも知れませんが、そういったことも含めまして今色々と考えておりますので宜しくお願い致します。

います。全く、だから強力に出てくるのを覚悟しておりますからその時にまた、議論したいと思いますがここに關しましていかがですか。宜しゅうございますか。

鷹巣町簾内委員：最後にこの電算システムについてもう一度、お昼になる前にひとつだけおたずねします。この簡単な疑問ですけど、今説明で株式会社アイシーエスと相談しながら決めてきたわけで、第3回の協議会の説明されたんですけど、鷹巣と森吉は富士通で、合川がIBM、それから阿仁はNTTだそうですがこれがNECに決まって今盛んに協議中だという事なんですけど。金額から言えば先程話にちょっと出ました金額よりも、調整している間、いろんな調整の間、金額が変わってくるのではないかと思うんですけど、今トータルでその電算を導入するに当たって、常識的には鷹巣と森吉が一緒なのでそれに合わせた方が安いような感じするんですけど。それはそれとしてNECに決まったそうなのでその調整中に金額の変化がなかったのかどうかと最後にお聞かせ願ひしておきます。

岸部会長：はいそれでは今の簾内委員のご質問に。お答えください。

事務局：先程4億6千万程という事で全体事業費を申しましたけども、それは新しいシステムを構築する費用という事で青写真いただきまして、その他あの時の別途移行費用かかるという事でお話しさせていただきまして。それを加えますと、今のところ6億程度になるのではないかという見込みになっております。それで先程業者の選定につきましては、プロポーザル方式でいろんな提案を出していただきまして、それに評点をつけまして、その結果として、決まってしまったという格好です。以上です。

岸部会長：宜しゅうございますか。いいですか、それではどうぞ檜森委員。

鷹巣町檜森委員：移行費用1億6千万はいつ出たんですかそれ、全部含まっていたはずですよ。どっから出てきたんですか。

事務局：当初提案を受けましたときはどういうシステム構築しますかという提案を受けましたので、データ移行は当然今ある業者さんが取り出しますんで、取り出し経費は別途という事になっていました。今あるシステムからデータを取り出す費用が加算になったという事を今お知らせしたところです。

鷹巣町檜森委員：システムをやる場合当然データの移行というのは当然そこに含まれるのが当た

り前なのですが、なんでそういう事になったのですか。それは分かりますよ。それは最初からある程度見込まれるんです。提案をしてその中でデータ移行費というのは当然私は見込まれる額だと思うんですが、システムを決めてデータ移行費というのはシステムを提案する方に全て入っていくほうが当然だと思うんですが、別々なんですかこれは。普通であれば一緒なんですか。

事務局：私の方で聞いたところでは、今ある、例えば富士通のシステムからデータを取り出すという経費とそれからその取り出したデータを加工して新しいシステムにと作り上げる経費、これを分けて今回提案をいただいたということでございます。結局取り出し経費の部分については今回のシステム構築の時の第1段階では見なかったと、ただその提案自体はいただいておりますけども、皆さんの方にお知らせしたときの数字と言いますか、4億いくらというのは新しいシステムの構築にはこれくらいかかりますよと、そして別途かかる費用としては取り出し経費等ございますということで説明させていただいたところでございます。

鷹巣町檜森委員：私インターネットで取ったんですが、データ移行費というのはなにも出ておりません。議論が出ておりません。出てないですこれには。1億6千万と言うよりは、データ移行費については発言がございません。それから私ここで話したときに、こんな1枚の紙で決めていいのかという話したんです。そしたら今ね、いくら話しても覆水盆に返らずなんですが、また同じ轍を踏むんですよ。いいですか、いったい移行費1億6千万、そいれじゃ量はどれくらいあるのか、どうなのかという事がしっかりしていなければならないです。それとよその町と比べてみてください。データ移行費がどれくらいかかるのか。いいですか。そういうふうな事を考え合わせてみますと、システムは安くてデータ移行費は高いという事になればなんの話しか。そんな甘いことは無いしね、これからね。言ってみればこれ6億2千万なんです。6億2千万を1枚のペーパーで片付けようなんて、そんなことはありえません。もう少しねデータを出してまともな議論が出来るような状態の中で進めてもらいたい。それじゃまるでブラックボックスと同じじゃないですか。

岸部会長：はいどうぞ。

事務局：今回の提案させていただいているのは、電算システムの統合の方針という事で提案させていただきまして、いま議論になっております6億、はっきり言って今まだ移行経費を業者と調査中で、それからシステムについてもこういう画面にしてくれとかというこちらの方の要求とかやっていて、まだはっきりとした数字がでないので6億何千万というレベルの話をしており

ましたけども、その方が固まり次第また議会の方の予算にも係りますのできちんとした資料を出させていただきますけども、今はまだ電算システム全体につきましては、業者と協議しながら構築中、検討中という事でありますのでその辺ご理解願いたいと思います。いま決まったのはプロポーサル方式で提案してもらったものにつきまして、おたくの方の業者さんと新たなシステムを構築しましょうということで検討してるという最中でございますのでひとつよろしくお願いしたいと思います。

岸部会長： はい。

鷹巣町檜森委員： 分かりづらい話です。提案したら提案理由書というのがあるはずなんです。これには当然データ移行はこうこうやる、こういう確認をしますよという手順書がなければならぬんです。それ出してください。

事務局： データを取り出す経費という事です。今1億6千万円、おっしゃっているのはデータを取り出す経費という事でございましょうか。

鷹巣町檜森委員： データを取り出して新しいシステムの方に乗せる為の費用です。

事務局： はい。我々の方で提案を依頼したのは、データを取り出した後の提案を依頼しております、現在移行費どれくらいかかるかと、なんと言いますか、データ移行の仕方という意味です。その他につきましては提案書をいただいて、その後からの部分については、プロポーザルの中で比較検討してやっていただきました。

鷹巣町檜森委員： データを取り出すところまでは4億6千万円の中に入って、取り出したものを変えるために1億6千万円というのはどのくらいの量かというのが分かるんです。量れば分かるんです。分からなければおかしいんです、それは。ですからそこら辺もう少し資料として出せるものは私は出した方がいいと思うんです。なんにも分からないブラックボックスの中で議論するんです。分からないから噛み合わないだけの話で、分かればすぐ噛み合うかもしれません。だからなんでそういうふうにしてデータを取り出してですよ、取り出すのはいいですよ。じゃ、データ変換で、どうして1億6千万円なんですか。その根拠はなんなんですか。

岸部会長： はいどうぞ。

事務局： それを今検討してございまして、いまのところ9月議会にかけたいということで、中身を精査しているところでございます。9月議会に向けて精査しておりますので中身が固まり次第ご提示出来ると思います。今のデータ移行経費1億いくら位というのは、ま、掴みの数字と言えはあれですけども、いまおっしゃるとおりのデータの量とか考えながら、そうすると町のレベルだとこのくらいじゃないかというので、掴みの数字の段階でございまして、それを精査しているということで、議会に提示するときは、こういうふうなデータ移行経費がいくらで、こういうふうな移行の仕方をして、そしてデータ移行した後はこのようなシステムを構築して4億いくらかかと、合わせて6億なにがしたという形を出させていただきたいと思います。今それを検討中でございますのでよろしくお願い致します。

鷹巣町檜森委員： そうすれば、そのぐらいで収まるわけですか。まだしっかりした確定したものは、まだ持ち合わせてないと言うところが本当なんですよ。

事務局： ですからそれを最終的に幾らかかるかというのを9月議会に向けて、予算化するために詰めてるという途中でございますので、ご理解いただきたいと思います。

鷹巣町檜森委員： 理解はしないけれど、あとそれ以上どうしようも無いわけですので、だけでもちょっと乱暴だと思います。それでね、9月議会にかけると言いますが、どうしても3月31日までに出来上がってなければならないという事が無いんです。私、何回も話ししていますけど、3月31日に新しい市の名前と職務代理者の名前が出ればいいだけなんですよ。ただそれだけなんです。それをなんで公言して新しいシステムに乗っかって、新しい着物を着て新しい市役所に行かなければならないかって、そんなこと考えられません。そしたらあなた方の給料も変わるんですかそしたら、変わらないでしょ。だからね、システムの場合ね、なんで3月31日に1晩明けたらみんな新しくならなければならないのか。だからまず安定できますけども、そうすればまだシステムというものがまだ固まってないという事でしょう。説明資料だって、もっと、出すべきだと思うんです。

岸部会長： 何か事務局で今の運営、3月31日、あの4月1日から全部切り替えなければならないと言う電算のですね理由について、一言で。

事務局： 委員には大変申しわけありませんけども、任意協の時から新市移行と同時に住民サービスの低下を招かないように、新システムを稼働させようという事で合意をいただきまして、その時も新システムという事で現システムをただ繋げたりするという、委員おっしゃったとおりの現

行でも間違いが起こったという事もございますので、新システムを導入しようという事を決めて、それも合併時に稼働させるように頑張ろうという事で進めているところでございます。宜しくお願いします。

岸部会長： 宜しゅうございますね。この件について宜しいですか。はい、どうぞ。

鷹巣町簾内委員： これが本当の最後にしますので。実を言えばシステム最初4億6千万位と言うのは、これは了解してやったのでいいわけですけど、今問題になっているデーターの移行経費というか、この事で最初新システム NEC に決まって、金額で当然決まったと思うわけですけど、それから今度移行するにあたって今まで鷹巣と森吉が富士通であった、富士通から取らなければ駄目ですのでだから金余計にかかる、1億2千万だか1億6千万なるんじゃない。もし富士通で、富士通がいいとかという事じゃ無いんですよ。富士通でやったらこの経費がそんなにからないので、場合によってもっと安く出来たんじゃないかという心配あるわけですけど、最初の検討段階でそれは頭に入って計算したことなのかどうかという事、ひとつだけ聞いておきます。

岸部会長： はいお答え下さい。

事務局： はいその数字につきましても一定の数字を富士通さんから提案いただきまして、それを念頭に置きました。ただ富士通さんの場合は当然計算した数字となんぼ値引き出来るかという別な話もございますけど、一応計算した数字はデーター取り出しの経費はこの額ですよ、ということで、一度出していただきました。それを念頭に置きながら全体のシステムをプロポーザルで競争させたという事でございます。それともう一つ、プロポーザルは単に金額の安い高いだけじゃございまして、提案企画内容がどのような物かという事も総合的に判断させていただきまして、決めさせていただきました。

岸部会長： 宜しゅうございますか。それでは、第41号の電算システムの項は終了といたします。丁度お昼になりましたので、午後1時15分まで休憩いたしたいと思います。お昼の準備も出来ているそうでございます。宜しくお願いいたします。どうもご苦労様でございました。

岸部会長： 待ちきれないようですから、早速再会いたしたいと思いますが、宜しゅうございます

か。全員揃っております。それでは午前に引き続きまして協議に入りたいと思います。協議の第 42 号地域審議会についてでございます。事務局の方から説明願います。

事務局： 地域審議会の調整内容でございますけれども地域審議会、地域自治区、合併特例区は新市において設置しないものとする、これについて若干お話いたしますけれども、この地域審議会を置かないということは、現在総合支所方式を採用をするということでお答えしておりますので、今まで同様地区の要望、意見の汲み取り等が各総合支所方式の支所において充分住民サービス、地区のつながりが確保出来るのではないかと理由からです。それから地域自治区の場合は、総合支所方式とおおよそ同じ様な内容だという理由で、これについても地域の住民のつながりは充分確保出来ると。それから合併特例区の場合でございますけれども、この合併特例の主な所管の事務といたしましては、区で処理することが適当な事務等とされている、具体的には公民館の管理とか運営のみで法令ですぐ行うとされている事務は処理できないというなっております。そういった観点から区独自の事務は特段見い出せないという事ですので、また区の職員は新市の職員というふうになりますので、これら制度を適用すると行政組織を煩雑にするのでは無いかと言うのが危惧されております。こういうことから、新市におきましては設置をしないという提案に至った訳でございますので、宜しくご協議の程お願い申し上げます。

岸部会長： ただ今事務局から説明があったわけでございますけれども、ご意見を賜りたいと思います。宜しいですか。何もないようですので、その様にいたしたいと思います。地域審議会、地域自治区、合併特例区は新市において設置しないという事にいたします。それでは協議第 43 号町名、字名の取扱いについて事務局から説明願います。

事務局： 調整内容が町名、字名については、現行のまま新市に引き継ぐというふうな調整内容です。町名とは、これは住居表示区域の町名です。「町」を指しているのではなく、あくまでもここで言う町名を指しています。それから大字、字は大字・小字という事でございます。で調整方針の具体的内容の右の方に書いておられますけれども、この4つの町の場合に、同一の字それから町名が現存しないという事からこの大字、町名をそのまま引き継ぐという調整内容でまとまりましたので、宜しくご協議の程をお願い申し上げます。

岸部会長： ただ今説明がありましたけど、現在の鷹巣町とか森吉町とかいうふうなのは無くなって、これで見ますと北秋田市旭町と言う具合にすぐなると言うふうな事でございます。ご意見を賜りたいと思います。

岸部会長： 宜しゅうございますか。はいどうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： 今議長から話されたように北秋田市旭町とかこういう事になる。同じ町名があるところ無いんですか。

岸部会長： 無いという事です。

阿仁町山田(賢)委員： 全然ない。そうすればここ町名でなく、大字、小字は現行のまま新市に引き継ぐと、こういうふうにした方が良いと思います。私はまた昔の例えば阿仁町なら阿仁町とか森吉町とかそういった町名だと思った訳なんです。だからその点は逆に町名なんて書かないで大字小字は現状のまま引き継ぐという事にしていただければいいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

岸部会長： はい、それは事務局の方で差し障りはどんなもんですか。

事務局： はい。住居表示これは大字と違いますので、現在の町名、いわゆる「旭町」とかという町名は残すという事をまず言わなきゃいけません。それと今字名と書かせてるだけなのは字の中には大字も含まれているという事で書かせていただきましたけど、今おっしゃられるとおり大字について何も触れられて無いのは、分かりづらいという事であれば、それを付け加えることはやっぱ仕方ないと思います。

岸部会長： 宜しゅうございますか、はい、山田委員どうぞ。

阿仁町山田(博)委員： この下の説明資料の6ページにあるんですけども。この留意事項のなかで、具体的に言えば、郡が市に変わって、それでまず僕なんか阿仁町の根子なんですけど、北秋田市阿仁町根子になって何か不都合があるわけでしょうか。慣れしんだ自分の地域ってものに対する哀愁、郷愁というものみんな持ってるものだから、それでなにか不都合があれば別ですけど、なにか不都合があるものなのでしょうかという事だけちょっと聞きたいです。それと、名称変更については必要最小限に留め、できる限り従来の町名そのまま使用する取扱いが望ましいとこういうものも書いてあるんですよ。ですからその辺についての見解をいただきたいと思います。

岸部会長： はい、これはひとつ委員の皆さんからご意見を賜りたいと思います。今の町ののを残したらどうかと、北秋田市阿仁町根子とこういう具合にしたいという事でございますね。そうすると鷹巣町も北秋田市鷹巣町旭町と、こういうふうという事でございますね。

阿仁町山田(博)委員： それが問題があるとすれば別ですけれども、特別問題が無いとすれば郡が市に変わるだけで、その阿仁町っていうものが残って特別何ら、障害が無いとすれば残しても何ら異存は無いと思うんですが。

岸部会長： 分かりました。だからそれについて皆さんからご意見を、障害が無ければこのままで良いのでないかというふうな事ですけれども、どうでしょう。はい、小林委員どうぞ。

阿仁町小林委員： 合併する場合にですね素直な町民感情として一番危惧されたのは在町の人間はもとより、町外に出て行ってる人々から阿仁町という地名が無くなるのかという不安と危惧、危険視があったんですよ。阿仁町を残すことに何ら法的に問題が無かったら秋田県北秋田市阿仁町銀山下新 13—6 小林なんとなかって書きたいですよ。その事だけは主張しておきたいと思います。これは町民の声ですので。

岸部会長： はい、そういう声もあるという事です。他の声も無いですか。はい篠内委員どうぞ。

鷹巣町篠内委員： 私は合併を機会に北秋田市旭町と言うようにして、鷹巣、合川、森吉、阿仁とこののをこの際蹴るということ、そして出来るだけ簡素化していく。この理由は、まず最初にこの格好で移行していったこの次、又その次に話し合い出てくと思うけれど、いろんな行政単位で今度変わってくと思います。例えば学区とかそういう事でも、おそらくいろんな学校の名前はそのまま合川東とか鷹巣東とかって残るわけですけど、今度学区で中学校に、例えばの話で、例えば私らの鷹巣の議長は山を越えて桂瀬出てくれば入る。だがあそこの地区の人は本来であれば、鷹中や南中に行くよりも森吉中に行った方がいいとか。ということもありえます。そういう事も将来人口減になってきてますので、早急にそういう事もありうるので出きれば最初から垣根を取ってやった方が住民感情、成る程この地区から都会出ていたりしたりした人は年取れば取るほど自分の住んでいたところが懐かしい。それはそれで東京阿仁会、東京鷹巣会、鷹巣の場合は東京鷹巣会のみならず七座だとか坊沢とか沢口、そういう小さな地区の会があります。これはこれとして残して継続してやっていけばいいし、やっぱり合併を機会にそれぐらいの決断をしていかないと、将来の行政上の問題が出てきたとき、例えば何かの大会がある時、阿仁地区の人集まれ、鷹巣地区の人集まれとなった場合に、

鷹巣多くて、阿仁地区の人が少なければ悪いけど肩身狭い思いしないのかな、だから思い切ってそういう行政、地区の名前を取るという事で私は事務局で説明したように町を取って、新市の名称を決める時も4つの町の名を取っている訳ですので、思い切ってやっていった方が将来やりやすいのではないかと、いろいろ都合いいのではないかとそう思いますので、残念ながらいまのお二方については反対です。

岸部会長： 両論が出ましたけどいかがでしょうか。これは大きな問題だと思いますがどうするかという事で、ご意見ありませんか。はい、檜森委員さんの方からじゃ簡略をお願いします。

鷹巣町檜森委員： 新しい袋に新しい酒を入れてはいかがでしょうか。私は4町名を無くする方に賛成です。原案の方に賛成です。

岸部会長： 有り難うございました。じゃ庄司委員さんどうぞ。

森吉町庄司委員： はい私も今の檜森さんとまったく同じでして、やっぱりそれぞれ今までの名前には想いはあるのですが、新しいまちになるわけですのでこの原案に私は賛成です。

岸部会長： 合川さんの方からも、ひとつご意見を出して下さいませんか。原案に賛成という事です
が。

合川町佐藤町長： この問題大変大事な問題と私今まで認識をしてきて、何回か4町長会談の場合も私は合川と名前を残したいと、こういう思いがありましたけれども、私だけでは決めかねるという事から、議会の全員協議会を開いていただきました。そしてまた集落の委員長会議も先だって開いて来ました。たいへんそれぞれ各町は立派な名前ですけれども、残したいという思いの人も沢山いるわけですが、先程の簾内さんが言われたように合併してやっぱり旧町意識が出かねないという事から、いろんな意見が出ましたが、最終的に私共は合川町という名前に固執しないという考え方であります。

岸部会長： はい、有り難うございました。阿仁町さんの方で何かありますか、はい、小林委員さんどうぞ。

阿仁町小林委員： 森吉町、合川さんには失礼なんですけど、阿仁はですね昔から 500 年以上阿仁という名前使ってるんですよ。鷹巣から合川上流の一带を阿仁部と言ったのは阿仁町がこ

の辺で一番早く鉱山として栄えたという歴史があるんですよ。阿仁出身は何万人全国に出て
いってるんですよ。せめて阿仁は阿仁町位は残して欲しいとは私の思いで、この前うちの方
の議会でもですね阿仁町という地名が無くならないようにという事で一致してますので、その
辺のところを充分生かして欲しいと思います。

岸部会長： 分かりました。歴史は無くともそれぞれ思いはあると思います。どうでしょうかね、阿仁さ
んばかりのは。もう少し皆さん達から理解の得られる様な、何かございませんでしょうか。はい
清水委員さん。

鷹巣町清水委員： この間私の方で全員協議会やりまして、この問題も協議して貰いました。鷹巣
町としては原案に賛成、一致して賛成でございます。今阿仁町さんの小林さんから提案あり
ましたけれども、やっぱりそれも考えて見る必要あるんじゃないのかな、という考えも無きにし
もあらずです。まだここで特別阿仁町だけ考えるという事になるのか、後は全部案のまま、と
いうのもおかしい話になります。それと、住所だけという事にさせていただきたいんで、なぜかと
いうとこれ学校もなにもという事になると大変なことになりますよ。いやだから学校はやっぱり
そのままやっぱり残していくという事が、何処に何処が合併し、学区変更しようそれはその
時に決まる事になるわけけれども、そこまではやっぱり今から出来ないという事にはすべきで
ないか、住所だけに限るべきだと、私はそういう提案をさせていただきたいなと思います。

岸部会長： 結論から言うと、原案に賛成というふうな事でございますので、阿仁町さんの方でもう
少し何かございませんか。勿論学校名とかはそのままでなにも一向に差し支え無いわけでご
ざいますけども。はい、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： これは合併協議会故に4つの内3つがこれで良しとすれば我々の考え方
は考え方として述べても、やはり多数に従わざるをえないと思います。

岸部会長： じゃあと分かりました。小林委員さんはいかがでしょう。

阿仁町小林委員： 私はですね合理的にものを考えてくことも近代的な感覚としては、それは譲渡
するとしても、何百年とついた自分のこれは肌、もう染みているんですよ。言わざるをえない
んですよ。帰属意識もあるし、愛着もあるし、愛郷心もあるから、これを今合併したからと簡単
に無くしていくことは、住民感情として許し難いです。合併することによって阿仁町は、市役
所も遠くなるし、役場も人数少なくなるって事からして、縄はって名前まで無くするという事に

なれば、私は委員として町民に顔向け出来ません。阿仁町残すことによって何か不都合、新市になって不都合そういうものがあるのであれば別ですけど、これだけは絶対引けない思いですので、なるだけよろしくお願いします。

岸部会長： 他になにかご意見ありますか。はいどうぞ。

森吉町片山委員： 森吉町の片山です。私の先祖は江戸時代から明治まで阿仁の三枚鉾山でヤマの生活で暮らしていたんですが、そのうちに古河が阿仁へ入って来て、そこを追いつけられたという、阿仁町にはそういう思いはありますけど、米内沢へ出てきてから3代目になります。阿仁町にいますと8代目になります。小沢銅山の稲荷様に預かっていたうちのお稲荷さんを米内沢に連れてきた。だんだん過疎が進んでその守ってくれる人がいなくなるという中でですね連れてくるのも忍び難いんですけど、連れてきてやっと安心して亡くなった阿仁の人達も結構あります。やがて今愛着、哀愁で名前残してくれても、やがて最後本当に人がいなくなってみんな神様も、仏様も出なければならぬ時代がまた来ますので、ここで思い切って、北秋田市の名の下にみんな仲良く、広く、大きい心で臨むべきです。それが私の意見です。

阿仁町小林委員： 会長、あの片山さんね、片山一族って阿仁で有名なんですよ。分かってます。ただね阿仁って地名は学校の教科書にも出たんですよ。日本三大鉾山のひとつ、愛媛県の別子、尾去沢、阿仁これは永遠として残ってますよ。そういう歴史的な観点からしてもですね片山さん、阿仁の名前が無くなる時は、阿仁の町名が無くなったときは、あなたの先祖、阿仁出身だという事のためにも阿仁はやっぱり残しておくべきだと思います。あなたの子孫の為にも、それははっきり申し上げておきます。

岸部会長： 分かりました。あのですねこれは私の提案ですけども、阿仁町さんのところでちょっと休憩してちょっと調整してみたらいかがですか。

阿仁町山田(賢)委員： 休憩しなくても、どこの町村も自分のいままで住んできた町の、それに対してみんな考え方ありますよ。だけれども、今ここに4町で合併しようとするときですね、自分たちだけのそれを主張したって私は通らないと思うんですよ。だからその点我々は、私は阿仁出身の委員、議員にひとつ協議せよ、と言っても私は行きません。

岸部会長： それではあのもう少し、議論続けたいところですけども大体議論は同じだと思うんですね。いかがでしょう、大多数のところはこの在来からのある町名は外すというふうな事が原案

となってるわけですけども、これでいかがでしょう。宜しいですか。それじゃ、その様に決定させていただきます。合併するという事は、自分はもっとこういう具合にとか、町としてはこうやりたいとかの意見もありましたが、皆さん小異を捨てて大同につくという考えの元に合併を進めてきました。小林委員さんにとっては非常に思いがあることと思いますが、どうぞひとつそのところを宜しく納めていただいてですね、お願いいたします。じゃその様にさせていただきます。有り難うございます。それではその次の第 44 号新市まちづくり計画について、非常に大きなテーマでございます。事務局より説明願います。

事務局： はい、新市まちづくり計画案でございます。事前に配布している概要、参考資料というのを含めながら見て下さい。時間の関係上説明は省かせていただきたいと思いますので、宜しくご協議の程お願い申し上げたいと思います。

岸部会長： 大変大きな事なのに、いきなり事務局から跳ね返されたような気がするんですが、この皆さん達からこの順を追ってですねご意見を賜りたいと思います。まず第 1 章は宜しいですね。これは済んだことですし、2 章も宜しいと思います。3 章も宜しいし、4 章につきましてはどうですか。主要課題、これもまず今まで討議した中にみんな含まれているわけでございます。それから 5 章もそうですね。6 章これからひとつ皆さんのご意見賜りたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。そうですね 23 ページからでございますが。はい桜井委員どうぞ。

森吉町桜井委員： 44 ページの主要事業、ハード事業、この中の合川高校施設整備事業これに関してちょっとお伺いをします。学校の再編整備の関係については県の方で県立 3 校と公立 1 校そしてまた県立 3 校、公立 1 校の環境整備を A 案 B 案と分けて考えておるという事になっております。それからまた米内沢高等学校の存続をしようという運動も住民あるいは議員達で運動しておりまして、知事なんかにも存続の運動をしておるところであります。今回この文言がこういうふうにしてですね、合川高校施設整備事業というふうに出ておりますけども、4 町長では高校の再編整備の事柄について、あるいはまた合川高校の組合議会ではどのような話をなされたのかその点についてこうお伺いをしたいと思います。というのはですね、県立高校だと県の管轄でありますのでいわゆるいろんな整備等に関して、市のダンというのは無いわけですが、今度市になって北秋田市合川高校とかになると全て市の財源によってやらなきゃ為らないと、そういう財政的負担というのは非常に大きくなると思います。そういう観点からって 4 町長の話し合い、そしてまた合川高校議会ではどのように話をされたのかについてお伺いをしたいと思います。

岸部会長： ちょっと今佐藤町長さんが中座いたしましたので、事務局の方ではいかがでしょう。はい、庄司委員どうぞ。

森吉町庄司委員： 進行上ですけれど飛び飛びよりもですねこの部門別施策とありますよね。これ1とか順を追ってやったらどうでしょうか。あっちこっち飛び飛びもね。(章ごとに進んでるって)章じゃなくて、章だとすればこの巻のボリュームが長くなるので、あっちいたりこっちいたりになるのでだからその第6章のね部門別施策ってあるでしょ。1, 2, 3とこう打ってるから、この1についてどうかという形で進めて行った方が、順繰りやっていけるんじゃないかと言うことの提案です。

岸部会長： 分かりました。今丁度、一番詳しい合川の町長さんが中座されておりますので、申し訳ありませんが桜井委員さんには、町長さんが来てからというふうな事で、それではその間、部門別ですね 24 ページから入っていくことになるわけですが、農林水産業のところから入って、皆さん達からご意見賜りたいと思います。はい、はいどうぞ。

森吉町春日委員： これ全体的なことに関係あるんですが、いわゆるこの施策事業に基づいてやる為の財政計画も含まれておるという事ですね。その辺全般に関係出てくるわけですが、その辺ひとつ確認しておきたいのですが。

岸部会長： はい、事務局から。

事務局： その通りでございます。

岸部会長： 春日委員さん宜しいですか。

森吉町春日委員： 細かいことになりますけど、今の 24 ページですね農林水産業の振興のところでは施策の体系という事で農業生産基盤の整備・維持、農業経営の強化、林業については林業生産の活性化としか書いてないですね。林業生産の活性化というのは要するに生産活動それから販売、流通・販売まで行くのですが、主たる事業が一番手入れなきゃならないのは要するに基盤整備です。その主要事業の方には例えば林道整備だとかって書いてますが、林道、作業道それから今林業業者が非常に減っておりますので機械化というのが必ず必要なわけです。それから若い労働者の確保とか三位一体なわけですよ。そうしたものがちょっと盛り込まれないと、ただ林業生産の活性化と漠然としたものでなくてね、この北秋田地域って

いうのは林業のまさに県内の中核となる地域でありますから、そうしたら、具体的な施策をここに掲示する必要があると思うんですが、その点欠けてると思うんです。農業については基盤整備だとか経営の強化だとか書いておきながら、林業についてはただの活性化としか書いて無いんですよ。私、非常に不満に思うんですが、繰り返しますが、基盤整備として林道・作業道の整備、それから機械化、若年労働者の雇用対策この三つが三位一体だと思います。

岸部会長： その辺なんか意図するところがありましたか。専門部会でも何か、あるいは今のようなことで付け加えるというふうな事でも勿論いいわけですが... はい。

事務局： 農林水産業の振興という章のなかで施策の体系の上の方に骨子を5つ書かせて頂きまして、その中の三つ目に林業の振興については林道作業とかの生産基盤の整備を図りながらという事を文章の方には載せさせていただきましたけども、今言った若年労働者のというところまでは、私の方で気付いてはおりませんで文章化はしておりません。ご意見に従って調整を図りたいと思いますけども。

森吉町春日委員： あのですね、林業従事者というのは非常に枯渇しておりまして、技術伴うわけですね。それで、高齢化しておりますからどうしても若い人を育てて行かなければならない。ところが育てる為には5年から10年のサイクルで育成しなければならないです。機を挙げてそれにバックアップしてるんですがそうした林業従事者の若年者の確保が重要です。それから私三位一体と言いましたが、機械化、これが大切でありますから、そうしたものを含めて要するに基盤整備として林網整備とそれから機械化、若年者、若年雇用対策と言うようなことを含めて付け加えていただきたいと思います。

岸部会長： 分かりました。それじゃそのあと、基盤の整備はついてるわけですけども、若年者と機械化というふうな事を付け加えることには皆さんご異議ありませんか。

阿仁町山田(博)委員： 農業も同じだと思うんですよ。この北秋田の主力産業はやっぱり農林ですから。その若年労働者を如何に確保していくかという事が一番重要な施策になるべきだと思うんです。だから結局若い人がいなくなればこの地域の崩壊をまた見るわけですので。まして町部は別にしてですね、要するに阿仁の方だとか辺地に行くと、行けば行くほどそういうその地域の保全をどうしていくかということです。後継者育成を第一に考えるというようなところを重要施策にして貰いたいという事を強く要請、お願いしておきたいと思います。

岸部会長： はいわかりました。農業者の方にも若年者というのを入れたいというふうな事でございます。後継者でいいですか。ここに後継者という事書いてますよね。じゃ宜しゅうございますか。それでは他にございませんでしょうか。はいどうぞ。

森吉町片山委員： 水産業ですね。ソフト事業のところの一番下の養殖・放流事業。私、阿仁川漁協の役員もしてますので、新市になれば鷹巣漁協さんと阿仁川漁協もひとつになってですね、それでお訊ねですけど、この養殖放流事業の支援ってものはそういう漁協に対しても行われるという様な事でしょうか。

岸部会長： はい、そういう意味含んでますか。

事務局： はい。おっしゃるとおりでございます。

岸部会長： 入ってるそうでございます。はい、それでは他にこの農林水産業のところではいかがですか。これで宜しゅうございますか。先程の付け加えるところがありましたら、宜しいですか。はい、それじゃよろしいとの様でございますので、次の地域産業の振興と言うところに入りたいと思います。

岸部会長： 25 ページですね。ご意見ございませんでしょうか。はい山田委員さんどうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： 結局今の過疎化が進んでいる原因には若者の職場が無いから定住人口がどんどん減っているということが大きな理由だと思います。それでこの計画の中に工場誘致とかですね、若者の働く場所を作るようなことが、もしそういうものが無いとすれば、既存の産業だけでなく、やはり新たなそういう様な若者が働ける場所を作るという事が、この地域の開発の為には大事な課題ではないかなと、こういうふうに私は思いますが、そういう事はこの計画の中に、何処に載っているかという事もお訊ねしておきたいと思います。

岸部会長： はいどうぞ。事務局。

事務局： 35 ページを見ていただきますと、(5)番として働く場と若者定住を創出するまちづくりという事で、そこで総括的におっしゃる意見の事について書かせていただいておりますので、宜しくをお願いします。

岸部会長： はいそれでは他にございませんでしょうか。じゃ工業地域産業の振興は宜しゅうございますか。はいそれではその次 27 ページの自然環境の保全でご意見賜ります。はい清水委員どうぞ。

鷹巣町清水委員： 私の住んでいるところは自然が一番いいはずなんです、実はですね竜森小学校は、植林などで有名になった学校です。その為に国の補助事業などを行ってきた訳ですが、子供達がふるさと探求という事でいろいろ勉強したなかで大変な事を発見したわけなんです。それは水が凄く汚れているという事。それから河川ですね、これ石井局長さんここにいて非常に私も言い難いんですが、実はこれも振興局にもお願いして現場を見ていただきました。砂防工事沢山やっております。これはもう昭和 31 年、50 年に大水害があったので、作るまでは良かったんですが、今はその砂防縁と言うのは埋もれてしまってるんですよ。もうその役目果たしていない。そして今水流れてるところは民間の個人が所有している、登記を持っているところを水が流れてるんです。河川はもうばら石で陸に上がってるんです、昔の河川は、柳がもう、太い柳がたくさんおがっていると、しかも集落のすぐ傍で。ま、そういう事なんで、非常に私は問題になっている。これ振興局の課長さん達が見に来てもお金が無いと言うんです。すぐにはやられない。まあ、そういう実情は見ておきます。将来計画に入れます。こういう形になっているわけですが、今昭和 50 年の様な雨が降ったり水が来たりするというと私は大変な被害を被る可能性があるというそういう心配があります。それがいつ来るか分かりませんけれども、いずれそういう中で、旧鉾山の坑内水が直接川に流れて集落の人々にどんどん赤い水が迫ってあるという事。それから国有林の中を見ると我々はゴミだと見るわけですが、河川敷に板剥が捨てられてたり、それから間伐といいますか、そういう物の切断したままの枝が、とんぼ返りといいますかなあの根元を上にして切ったやつが裏を下にして、もうバツバツと川の上に下るされた状態、そのままで放置されてます。これはどうも自治体の行政の守備範囲外なのかどうか、町にいくら話しても全然その処置にあたってくれません。

岸部会長： 清水委員さん申し分けないですけど、新市として取り組むべきをををおっしゃっていただければ、実情はわかりました。

鷹巣町清水委員： 従ってこれは行政として積極的にやっていただきたいという事です。特に国有林内、それから旧鉾山こういう物の水質の管理。これは町の条例でも県の条例でも凄く厳しいんです。煙も出せないという条例なのに、汚れた水はどんどん出てるのに、集落に来ると埋められて何ともないという事で垂れ流し状態になってるわけです。それでいいのかという事、

それを提起したいと思います。

岸部会長： はい分かりました。まず、今のそういった事については文章の中にそれなりに入ってると思います。他にございませんか。はい春日委員さんどうぞ。

森吉町春日委員： もしかしたらどっかに盛られてるかも知れませんが、各町にはそれぞれ持つてる公園ってあるんですね、大から小まで。そうしたものの管理とはどういうふうになるんでしょうか。例えば建設課なり、いろんなところで持つてる町内の公園あるわけですね。そうしたものの管理は何処でどのようにして今後やっていくのかお訊ねします。

岸部会長： はい。事務局の方にはお願いしますが、公園の管理関係はどういうことになりますか。

事務局： ご指摘のところについては、素直にあったかどうか分かりませんが 30 ページのところを見ていただきますと、住環境の整備という事で公園・緑地等の整備、ハード事業の方に行きますと公園整備事業という事で都市公園もありますけど、農村公園整備等も行ふという事で書かせていただいております。

岸部会長： いかがですか、この程度では、宜しいですか。はい。それでは他にございませんでしょうか。はい分かりました。それではその次は資源循環型のまちづくりに入りたいと思います。今の 27 ページですね。下の方にございます。宜しゅうございますか 27、28 ページ。はい、それではその様に進めさせていただきます。それではその次の 29 ページの道路・通信網の整備及び公共交通の確保についてです。これについて、非常にこれは合併の前は大事なものだと思いますが、良くご覧になっていただいてご意見賜りたいと思います。はい、どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 先程課題の中で話しをすれば良かったんですけども、公共交通機関がいつまでも、例えばある特定の公共交通機関を運営している会社では保たなくなっているという実情があります。そうするとこの新しいまち、新しい地域で新しい交通システムを構築しないと、弱者は何処までもおかれていくという状態になっております。今、例えば内陸鉄道をひとつ見ましても、内陸鉄道から降りた場合に周りには殆ど交通機関がないわけでありまして。住民と一緒にあって新しい交通システムを考えて行かなきゃならない時代に入ったのではないかなと思うんですが、その点どっかにか盛られているとすれば、教えていただければ大変有り難いと思います。以上です。

岸部会長： はい、事務局の方で。はい、どうぞ。

事務局： 29 ページの方におっしゃったのを内陸線運営もこのまま続けて行きますよ、運営してきますよという格好で書かせていただいておりますけど、全体のこのトーンといたしましては住民の利便性を守るための交通、公共交通機関の確保を進めていきたいという大きなテーマで書かれておりまして、今おっしゃられた、多分内陸線の今後とかそういったものも噛み合ってきて来と思いますけど、今それ検討委員会の方で頑張る 3 年間を含めた形でこれから検討していくと思いますので、それを踏まえた形で新市で新しい交通をきちっと構築していただきたいと思っております。今はまだそういう答えが出てませんので、ちょっと保留しているという格好になっております。

鷹巣町檜森委員： もう一つ足しておきますと、今、公共交通事業主体の方々のところではもう、過疎、勘定の合わないところはまったくもう大変な訳でして、NPO の業者を立ち上げるとかいろんな手法を考えて、仕事を作るという事も考え合わせながら、特定の賃金体系の中だけでなく、いるんなネットワークのいい公共交通機関に変わるシステムというものを考えて行かなければならない時代に入ったんじゃないかと思えます。もし、各家々でもって交通の足を確保するために生活費の中の2割とか3割という負担が、いつまで続くのであろうかなという心配がたくさんされるわけであります。そういう中において新市において交通弱者をつくらない為にも、NPO をも含めた新しい交通システムを考えて行くという予定はないものでしょうか、という事をお伺いしたいと思います。

岸部会長： はい、事務局の方でお願いします。

事務局： そこまでまだ具体的に検討はしておりません。確かにこの地域このとおり広いものですから、生活バス路線をどうやって維持していくか。あるいは市内循環バス等の運行をしたらいいんじゃないかというところまで行ってますけど、今は運営主体まで含めた検討をやっておりますので、それも念頭に、これから検討していかなければいけないことだと思っております。

岸部会長： 他にございませんでしょうか。はい、春日委員どうぞ。

森吉町春日委員： 除雪体制についてですが。阿仁の方では雪吹雪いても、鷹巣へ行けば道路はカラカラと乾いている場合があります。私、除雪については阿仁町の除雪はおそらく日本一でないかなと思うくらい非常に上手で多く除雪しますよね。鷹巣の方にいくと、殆ど除雪されないうで車で踏んづけて歩いてる状態です。従いまして除雪の判断、基準というものは地域によっ

て違うわけですから、それをですね、どういうふうに対応していくのか旧町単位と言えば語弊がありますけど、その降雪量といいますか、そういったものに準じて態勢を私はやらなければいけないと思うんです。益々交通網が整備されてきてますが、高齢化によって弱者も出てきますし、そうした配慮はなされるべきだと思うんですが、それをどういうふうに考えておられるか。それから、ただ今檜森委員が説明している中に市内循環バスとあったんですが、是非コミュニティーバスを考える時代に來たのではないかと思うんですが、合わせておたずねいたします。

岸部会長： はい。まず最初の除雪からお願いします。

事務局： 除雪の件につきましてはご指摘の通りでございまして、地域によっても特にここは広大な地域でありますので、一元管理ができるかどうかということも確かに疑問があるところでございますので、総合支所方式の中でどういう体制を取って行ったらいいか、ご意見やご指摘でもふまえながら、その中に組み込んで参りたいと思っております。第2点目のコミュニティーバスの件でございますけども、それも先程檜森委員への答弁の通りになると思いますけど、それもまた新たな検討材料として計画の中で出来るかどうかを含めながら考えていきたいと思ひます。宜しくお願いします。

岸部会長： 宜しゅうございますか。はい、これらはよく考えれば地区名を入れないとだめじゃないのかな。この中の文章に入れておかないといけないのではないのでしょうか。

事務局： 除雪体制の整備につきましては次回提案の中で具体的にさせていただきますので、その中で盛り込む。具体的な部分の盛り込みはそちらの方でさせていただきたいと思ひます。ここでは大きな方針という事でご議論いただければと思ひます。

岸部会長： そうすれば公共交通の確保の中に入っていると事ですか。そうであればいいですけど。そうでなければ特にこの地区は雪の問題があるという事だったので、加えておく必要があるんじゃないのかなと思ひたんですが。ここではあえて書き込まないという事ですな。

事務局： 除雪自体につきましても大方針につきましては 32 ページの方で「雪対策の充実」という項目で提示しますし、路線につきましても具体的なものは、ここで検討されることになると思ひます。

岸部会長： 分かりました。それでは他にございせんか。はい、無いという事でございしますので宜

しゅうございますね。それでは次の 30 ページに行きます。住環境の整備についてです。

岸部会長： ご意見ございませんでしょうか。宜しいですか、大きな方針としてはこれで宜しいということですね。それでは、その様にいたしたいと思います。続きまして 31 ページの安全な地域づくりの推進、これにつきましてご意見を賜ります。はい、桜井委員どうぞ。

森吉町桜井委員： 救急体制の強化のところでありますけど、高規格救急車の購入という事をうたっておるわけですが、今広域の消防に方も整備しなきゃならないという事で話し合いがなされておるようでありますが、今の各分署にすべて高規格車を入れていくと、そういう考え方なのかどうか。

岸部会長： 来年度は阿仁町で高規格を入れる予定です。従いましてこの4町はすべて高規格が入ることになってます。宜しゅうございますか。はいそれでは次の 32 ページの方に移りまして雪対策の充実です。ご意見ございませんでしょうか。はい宜しゅうございますか。わかりました。それではその次の 33 ページ・人が集まるにぎわいのあるまちづくり、その中の商業の振興でございます。

岸部会長： はい、庄司委員さんどうぞ。

森吉町庄司委員： このハード事業の中で駅前再開発事業があるわけですが、これ具体的に、例えば鷹巣駅前とか合川駅前とかっていう特定したところをやりたいという考えなのですか。

岸部会長： はい、それでは事務局の方で。

事務局： 駅前再開発事業につきましては、各町から要望されているそれぞれの駅前の開発事業について、すべて載せたつもりでございます。

岸部会長： 予算との関連はどうですか。

事務局： 財政計画の中の普通建設事業、ハード事業であれば普通建設事業のところに載っております。

岸部会長： 宜しゅうございますか。それでは他にございませんでしょうか。宜しゅうございますか。

はいそれでは、次の観光・レクリエーションの振興に入ります。

岸部会長： ご意見ございませんか。大きな方針でございますので、足りないところとかありましたらどうぞ。宜しゅうございますか。はいそれではご意見ないようでございますので、この方針で確認されました。その次の(5)の働く場と若者定住を創出するまちづくり、35 ページでございます。企業誘致と雇用の促進につきまして意見を賜ります。宜しゅうございますか。はいここはもっともだという事ですね。それじゃ次の定住促進というふうな事で、ご意見がございましたら。はいどうぞ。

鷹巣町檜森委員： ソフト事業の宅地造成地の販売という事ですが、これ当然既存の宅地を分譲しなければならないわけでありまして、出来るだけ行政は関与しないようにしていただきたい。と申しますのは需要に応じたことが必要でありますので、民間で開発したいという意向があった場合には、それに先行投資して民間の開発をより強烈に進めていただければ、いたずらな重荷を背負う必要がなくなって来ます。例えば鷹巣の場合、民間で開発したのに後に下水管を入れたり、道路を掘ったりまた舗装し直したりという事があるわけですけど、優良宅地と見込まれる場合は行政の方で先行投資していただければ非常に良く進む面もあるんです。需要と供給のバランスが崩れた場合に残るのであって、その辺出来るだけ行政が関与するのでなくて、民間でやった方が、強力に支援するという考えもその中に、ソフト化の中に入れていただければより民間の活動が活発になると思いますので、その点もお願い出来ないものでしょうか。

岸部会長： はい、有り難うございました。そうすればこの文章の促進のところに支援というふうな言葉を入れればいいわけですね。事務局の方でなにかございませんか。

事務局： このソフト事業にさせていただきましたのは、宅地造成地の販売は当然今各町で造成しました宅地、今檜森委員がおっしゃったとおり売れ残っている宅地について、需要と供給の関係のご指摘もあったようですが、現在売れ残っている部分を促進しようという事でございまして、いわゆる遊休地をなくしてしまおうという考え方でございます。で、今言ったもう一方の民間の宅地、造成した宅地を支援したと言うご意見ですけども、これは皆さんの方でご協力いただければ、民間いわゆる宅地販売業者の支援というのはあまり今まで聞いたことございませんので、その当たりどのような施策にしていっていいのかちょっと、いまとは思い浮かびませんので、もうちょっとは検討が必要かなと思っております。

岸部会長： はい、どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 山本組合病院の周辺の田圃の状態をひとつ調べていただければ大変参考になる例があるのではないかと考えております。で優良宅地というものがどの辺で線を引かれるかというのがこれもひとつ疑問があるわけでありまして、道路の幅も全てが限られた、枠をはめてやってこられるわけですが、全部出来上がった後に水道を引いたりそれから下水管を通したり2重の投資だけは避けて欲しいという事なんです。そうすることで、買い求めになる住民の負担が少なくなるという事なんです。また再度掘り返したり水道管をひっぱたりするという事が、大変な負担になっているのです。そういう点、何とかならないものでしょうか。

岸部会長： それは字句を入れるのいいでしょう。その施策として入れていくわけですから。はい、どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 宅地にね、民間業者が宅地を造成する場合に道路に水道管とか規格があるわけなんです。道路に沿って、電気とか水道のものを引いておいて、すぐ家建てれる様な状態を優良宅地と言うんです。そうでないのはなにも優良宅地ではないんです。だからそれを民間業者が優良宅地として売り出すには相当土地以外の投資が必要なんです。そうでなければ優良宅地とは言わないんです。

鷹巣町檜森委員： 今簾内委員が話した通りなんです、ですから可能であっても民間の業者がなかなか参入は出来ないという事なんです。目の前に需要があっても程々の物しか出来ないという事を私は話しました。ですから行政と民間の両方でやればお互いにそんなに大きな投資を出なくても出来てきます。

岸部会長： はいそういう方針を盛り込むかどうかですが、いかがでしょう。はい、山田委員どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： 民間の業者はいわゆる会社の事業としてやられるのだしね、それをこの協議の、まちづくりの中には入れることには若干問題あるんじゃないかなと、私は思うわけです。それから例えば、土建屋さんが宅地を造成して売りに出すということが勝手に出来なくなっています。阿仁町でも土建屋さんが作った宅地を販売出来ないでそのまま持ってる業者もあるんですよ。だからその業者という意味はどういう民間の業者であるか、どういう方を指しているのか。誰でも彼でもね、そういう宅地造成して販売に出せるというもんではないという事を私は分かってるわけですが、その点はどういうものでしょう。

岸部会長： どなたか専門家いらっしゃいませんか。

鷹巣町檜森委員： 私もかなり山田さんから話をされて大変引っかかっております。私は、農協で開発した宅地の事話してるんです。これはまあ水道は今篠内委員話したようにある程度あるんですけど、下水管なんかを最初から入れてればまた掘り起こさなくてもいいわけです。何かと言うと、助けがあれば町の方でも負担をしなくていいしと言うような事です。

岸部会長： はい庄司委員さんどうぞ。何かいいアイデアを。

森吉町庄司委員： 今の意見は意見ですが、それは両方ですね、行政も関係無いとは言えないと思いますが、ただそこに、いまのここへ出ている定住の促進とこの面の文章にこういうふうにとっていくという面とは違う感じがするわけです。ですから私はこれはこれで、例えば檜森委員の意見についてはちょっと別の段階の協議になるんじゃないかというような感じがする訳ですが、いかがでしょうか。

岸部会長： どこかにそういう項目ありましたか、別のところで。

事務局： そういう項目は特に設けておりませんけども、なんか今のお話を聞きますと個別の事業の進め方についてもうちょっと行政の方も早めに情報を出したらとか、そういうスタンスなのかなと思いますので、それについては個々の政策の中で反映していくものではないかなと思ひまして、基本方針の中に盛りとなるとなかなか難しい話しになると思います。確かに行政は行政、民間は民間というのもなんですし協力体制も必要ですけども、それも何処までという線もありまので、個別の事業の中でやっていった方がいいんじゃないかなと思っております。

岸部会長： 宜しいですか。はい、それではこの部分は定住促進についてはこれで宜しいですか。はい、それでは次の 37 ページの 6 番のまちづくりのしくみを整えるというところの地域コミュニティの推進、地域自治の体制の確立というところで、ご意見お伺いします。はいどうぞ。

森吉町春日委員： コミュニティ施設整備事業の中に集会所、自治会館等整備とあります。これは各町でそれぞれいろんなやり方で行われていると思うんです。森吉町でも例えば過疎債を充てて、地域コミュニティセンターであるとか、あるいは最近は自治宝くじの売り上げで会館の建設をとか。あるいは、既存の自治会館の修理に基準を決めまして幾ら、何割補助すると

か、あるいは新築の場合も何割補助するとか。そういういろんな建物の目的や規模によっても変えてるんですが、おそらく他の町でもそういうのがあると思いますので、新市においても調整を図るようにしていただきたいもんだなと思います。

岸部会長： はい。ま調整は図っていかねばならないと思いますけども、この事に関してなんかご意見ありませんか。はい、じゃ文章としてはまずこの施策でいいですね。それではその次の行財政運営の効率化に入りたいと思います。

鷹巣町簾内委員： ソフト事業の自治組織支援事業の中で認可地縁団体の設立支援とありますが、支援団体は今、大体どれくらいあって、どういう支援をするという事なのでしょうか。

岸部会長： はい、事務局の方で答えてください。

事務局： 申し訳ありません。ちょっと手元に資料がございませんのでお答え出来かねます。

岸部会長： 宜しいですか。今分からないという事ですけども、次回でもいいですか。じゃ分からないければ、次の時に報告願います。それでは次に、はい、佐藤委員どうぞ。

合川町佐藤(吉)委員： ハード事業で庁舎建設事業がありますね。それで以前配布したあの資料を見ますと 25 年から 26 年度に予定しておるという事でございますけれどもどういう事でしょうか。

岸部会長： はい、じゃ事務局の方で、説明してください。

事務局： 普通建設事業の中の合併特例債を使ったりする起債事業につきましては当然、起債しました償還がございますので、償還がある年にかたまってピークにならないように病院建設とか庁舎建設等大きな事業につきましては、年度をばらけて償還が 1 箇所にかたまらないような形に事業を配分してこの様な結果になりました。

岸部会長： はいどうぞ。

合川町佐藤(吉)委員： 前に配布した資料を見ますと、新庁舎の整備については合併後における財政状況や行政機構を考慮し建設します、という文言を入れてありますよね、これはどういうこと

でしょうか。

岸部会長： はい、事務局どうぞ。

事務局： 庁舎の規模でございます。当面は総合支所方式にするということにしておりますけども、庁舎建設に当たっては、その庁舎の建てる場所によりまして総合支所の規模がそれぞれある程度縮小されたり、又きちっとそのまま維持したりと、色々な条件が変わってくると思いますので、庁舎の位置とか決まりましたら、あるいは本庁機能をどの位強化するかという事をこれからじっくり考えまして決めて行きたいという思いから、規模が決まらなとと確実なことお話しできないという形で、組織を考えながら計画していくということで、載せました。それと財政状況を考えながらというのは、先程申したとおり償還ピークとか考えながら決めて行くということでございます。

岸部会長： 佐藤委員どうぞ。

合川町佐藤(吉)委員： ただですね、今議論、審議しておるこの計画書の 57 ページを見ますと、新庁舎については当分の間現在の庁舎を有効活用し、建設に当たっては長期的な視野に立って検討しますと、これはどちらが信頼できる文面なんですか。たとえば、前の資料は 25 年から 26 年に建設すると、しかし今の当分の間というのは、25 年から 26 年を指して言っているのかわかりません。一貫性が無いように思いますけどもいかがでしょうか。

岸部会長： はいどうぞ。

事務局： 建設の時期につきましては、10 年間の計画の中で、計画という事でばらけさせて 25 年から 26 年とやったもので、実際の建設に当たってはその他の事業との兼ね合いもありまして、それが早まったりあるいは遅くということも当然出てくると思います。これは、あくまで現段階、いわゆるまだ新庁舎の青写真も出来ていない段階での計画というか、事業年度 25 年か 26 年と見ていると言うだけのことでございまして、実際の建設に当たっては、財政状況等を見ながら実際の年度、あるいは、投資規模、取り敢えず今の所は数十億みてますけども、そのように一体幾らになるか決定して行きたいという意味で 57 ページの方にはこのように書かせていただいております。

岸部会長： はいどうぞ。

合川町佐藤(吉)委員： 財政計画に載っているんじゃないですか。どうでしょう。

岸部会長： 財政計画に載っているということですが、いかがですか。

事務局： 財政計画には現段階での状況という事で載せております。その財政計画今ちょっと若干申し上げさせていただければ、内陸線もずっと継続するという事で載ってますし、合川高校もずっと存続するという事で載っています。結局今時点で考えられる状況というのを載せておりまして、今後新市になりましてから、新市の議会の方でいろんな実際の予算計上にあたっては議論を戦わせると思いますので、その中で実際の計画や実施年度が決まって行くと思います。

岸部会長： はい、分かりました。これは新市になって 10 年間の建設事業との絡みもあつての計画です。ほかにございませんでしょうか。はい、小林委員どうぞ。

阿仁町小林委員： 確認したいんですけど、庁舎建設の事務局の答弁の中で総合支所方式というものが出てきましたが、総合支所方式というのは永続的なものではなくて、新庁舎建設するまでの暫定措置というふうな理解でいいですか。

岸部会長： はいどうぞ。

事務局： 現在のところは永久措置と考えております。ですけども、先程申したとおり、新庁舎建設に当たっては、多分、実際に青写真を描きますと、その時の議会の方で、いやこういう方式がいいんじゃないかと、いつまでも総合支所でいいのかという話も出てくると思いますので、それはその時の新市の議会の方の判断に委ねたいと。今時点で考えられているのは、今後ずっと総合支所方式で行きましょうということでございます。

岸部会長： 宜しゅうございますか、はい山田委員どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： 総合支所方式というのはですね、私は行政の簡素化には繋がらないと思うんですよ。だから今事務方の方で説明したような形で、今当面住民を納得させるためには、今までとなんら変わらないように職員が配置されるんだという甘い汁を住民に与えておいて、そして最後ちりばり、ちりばりと 1 箇所にとめるようなことを出していくということは、私は間違っていると思うんですよ。はっきりと新しい庁舎には将来的にこういう機構にして、支所にはこういう

形に人員を配置するんだというようなことをはっきりと住民にこの機会に話して、そして、合併に踏み切っていくべきものと思うんです。これは何年先に庁舎が出るか分かりませんが、そういうふうな形にしなければ、ちりばり、ちりばりと職員辞めた、補充しない、段々人は減っていくというような形で最後になれば何も残らないということじゃまずいと思うんです。これだけの人員を配置して、将来的にはこうなるんだということをはっきり町民の皆さんに話した上で、私は計画を立てて行った方がいいんじゃないかと思います。新しい市になってから、その時期時期になって考えてやるということではなくですね、こういう協議会でやっぱり協議された方がいいと思います。

岸部会長： はい。それではその辺のところ事務局のほうからお願いします。

事務局： はい。先程も話させていただきましたように、現時点では総合支所はずっと継続しようと思っています。ただ、新庁舎をどうするのか。小さい全体の象徴的な機能でもいいよということで、どこかにぼつんと建てる方式だと当然総合支所というか支所機能を拡充しなければいけませんし、いや経済性を考えたらどこかにドンと大きいのを建てたらいいんじゃないかとなると、また縮小していかなければいけないものと思います。また、新庁舎を建てる場所につきましても、もし阿仁町の方にドンと建てるとしますと、阿仁に支所はいらないんじゃないかという話も出てきますし、その場所によっても色々話も出てくると思いますので、今現在では、ずっと続けて行きたいという気持ちで提案はさせていただいています。

岸部会長： 宜しゅうございますか。はい、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： 今の話はね、大事なことですよ。みんな総合支所で今までいた職員がそのまま旧町の役場に職員残っていて総合支所だというような形でいけるものかどうか。例えばどっかの町村で何々の課は旧町のどこさ行くとか、県南の方でやったところありますね。そういうような形でいつまでも私は続けられるものとは思わないし、行政の簡素化なりスリム化で、そういうのは出来ないと思うんですよ。人口が4万か5万のところにおいて、そういうふうな形でなく、将来はこういう市の庁舎を作って、そして行政はこういう体制を作るんだということを町民の皆さんに話をし、理解を得てやるような方法を心がけていかなければならないと思います。今の事務方の説明だけでは私は大変な事になると思うんですよ。それでやっていければそれでいいけども。

岸部会長： 今の総合支所方式について皆さん、委員のほかの皆さんからご意見どうですか。ま、

事務方としては、現在はそういう方向で進んで行くけども新市になったときに、新しい庁舎を建てる時にはどうなるか分からないということですが、他にどうぞ。

森吉町庄司委員： この総合支所方式というのは、一応こういう方向で行くと決まっているわけですね。ですから、私は今の段階ではいいと思います。たとえばこれからずっと10年先20年先といえ、はっきり言ってこれは分からないですよ。ですからその時によって多少どういうふうになるか、これは一面やむを得ない場合もあると思いますし、私はこの方式で行って、いわゆる新庁舎の段階でまた色々その時の議員なり首長が地域の意見を聞きながら決めて進んで行くというふうな形にならざるを得ないと思うんです。今の段階ではですね。

岸部会長： はい、伺いました。そういうことで、はい佐藤委員どうぞ。

合川町佐藤(吉)委員： 総合支所方式は分かりますが、総合支所方式で中の行政機構と言いますか、行政能力と言いますかそれはどのような、現在と同じ様なシステムで行くのですか、それとも住民サービスの部門だけ総合支所におくのか、そこら辺の問題も絡んでくるんじゃないですか。

岸部会長： はい事務局の方で。

事務局： 以前春日委員の方にもそれをきっちりと出してくれという事を言われておりまして、いま、その作業をしております。支所の方の機構をどれくらい残すのかという、具体的な総合支所の機構等につきまして今営々しておりますのでもう暫くその点についてはお待ちいただきたいと思います。なかなか難しい問題もございましてもうちょっと掛かると思います。宜しく願いいたします。

岸部会長： 宜しゅうございますか、はいどうぞ。

合川町佐藤(吉)委員： そういうものが、一連のものが出ないと協議できないんじゃないですか。「今日はこれで終わり」という会長のことばに、はいはいと、私方が返事をすればいいのですか。

岸部会長： いや、皆さん達から意見を出して貰っているわけです。これで総合支所方式の説明でダメでしたら、ダメだと言ってくださって結構です。もっとこういう風に出せと言うのであれば、

そのようにしなくちゃならないと思うわけです。

合川町佐藤(吉)委員： あのですね、以前春日さんからそういう要望あったという事でしたけど、それがまあ、今現在出てないわけですね。それによってそれじゃ庁舎はいつ建てるのか、早急にやらなければいけないのかという含みも出てくると思うんですよ。その支所の方式によってですね。そうなるんじゃないですか。ですから例えば支所で住民サービスの分だけやるんだと、いう事になると今現在の余剰職員はそれじゃ本庁へ行くわけですよ。本庁が何処になるか分かりませんけども、ね。そうなるそれが狭くなったりすると、すぐ新庁舎を建てなければいけないという結果にもつながると思うんですよ。ですから、やはりそういう次元のものを出していただかないと、なかなか思うように協議は出来ないと思いますよ。

岸部会長： 今、何処まで進んでいますか、総合支所の規模と機能について。

事務局： ご存知のとおり新市の事務局は当分の間、鷹巣町役場にするという事を決めておりますので、鷹巣町役場のキャパシティといいますが収容力も考えながら全体の配置を考えています。それで総合支所方式と出しておりますのは、住民サービスの面につきましては今の支所でちゃんと対応出きるような形を考えております。あと、新市の庁舎を建てるにしましてもまだ計画が出来ておりませんので来年出きる、再来年出きるということではございませんので、今あるものをどう活用していくかという事を中心に、何人本庁の方に持ってこれるかを検討しております。

岸部会長： はい、どうぞ。

合川町佐藤(吉)委員： 分かりますけども。要するにですね、総合支所でそれじゃなにになにをやるうとしているのですか。行政の役割として。行政機能として何々をやろうとしてるんですか。

岸部会長： はいどうぞ、事務局の方で。

事務局： まだ、きちっとしたものを出せなくて大変申し訳ないと思ってますけども、住民サービスは今までと同じように現在の各町の役場、庁舎に行くとちゃんと対応出きるとそういう人員と機能を配置しようという事でやっております。ですから逆にそうすると財政課とかそれから議会事務局とかそういうのにつきましては、直接住民サービスではありませんまた当然議会もひとつになるわけですから、そういうのは本庁に持っていきよとそういう形でございます。で、そ

のなかでただそこだけ集めると効率性も無いし、全体としての統一した機構も持って無いので、例えば農林ですが、全ての庁舎で農林のことは出来ますけども、その新市としての総合政策を考える農林の部署はどうしたらいいかという事を今専門部会・分科会の方で検討しているところでございます。

合川町佐藤(吉)委員： ですからね、そういうその財政とか議会の部門が本庁の方に行くわけですよ。そうすると自ずと本庁と言いますか、そちらの方はそのスペース的に狭くなって行くんじゃないですか。ですから、そういう事を考えるならば、その庁舎をどうするのかという事にも繋がって行くわけで、それが全て新市の議会に委ねるんだという事であれば、それはそれでいいんでしょうけども。やはり、総合支所方式をきちっと決めて、そこに何々を置いて、それじゃ、後残った人方は全部本庁に行くのかな、そういったこともやっぱりきちっと出していただかないと、なかなか議論出来ないと思いますよ。

岸部会長： 分かりました。はい、山田委員どうぞ。

阿仁町山田(博)委員： 庁舎の問題については財政的な問題もあるし、何も今新しいのを作る事ないってこれまず既に決まってる事ですよね。要するに今4つの町が合併して、要は住民サービスの低下をさせないって事なんですから、まず今10人いるところをまず7人位の人間を貼り付けすれば充分可能なわけですよ。可能ってばそれでまずやっていくと言うことであってね、今佐藤さんおっしゃられるような事については、本庁に全てのセクションをまとめなければならぬという発想でなくていいんだと思うんですよ。例えばね、議会だとかそういう中心なるもの当然本所に行かなければならぬにしても、例えば農林セクションは阿仁におけばいいんだし、財政なら森吉におけばいいとか。そういう発想の仕方をしていけば充分クリア出来る事であって、経過経年のなかでそれをまずひとつきちっと解決して行けばいい事、要は最終的には新しい議会で決めることなから。まだあるものを有効に活用して、その人的にも有効に使っていくというものの考えで行けば、それは僕はクリア出来ることじゃないかと思います。

岸部会長： はい、春日委員どうぞ。

森吉町春日委員： この事につきましては4月に、事務組織及び機構の取扱いって言うふうなのが提案されております。それに基づいてご意見を皆述べたわけですが、そこで決まったのが本庁は鷹巣に当分の間置くということですね。それから現在の各町の役場は総合支所にする、

それで、おおまかな機能・機構は説明されてます。さっき事務局次長が言ったように議会だとか農業委員会だとか財務・税だとかそういう物は本庁になりますよって。ただそこで私が質問したのは、人の配置等もあるので細かなアウトラインを示してくださいよ、という事で、今鋭意検討してこれを示して行くんだと言いますので、大方のことについては今佐藤委員が言われているこの協議が5月17日に行われておりまして、そこで決まっているわけですね。それで、細かなことは決まり次第報告するという段取りになっているはずですので、今の質疑はそれで終わったものと私は理解しています。

岸部会長： はい、庄司委員さん。

森吉町庄司委員： ただ先程の答弁で今検討中だということですね。ですからやっぱり、会長、次回にでもですね、出せるように、今春日委員から質問あったとおり一応大所は決まっているわけですね。たとえば議会なり財政なり農林などは、鷹巣へ持っていきと、そしてあと総合支所にどういうのをやるかと、住民サービス低下に繋がるというか、そういう詰めと言いますか、細かいところの検討だと思うんですよ。ですからその辺、急いでもらって、次回、8月の6日ですか、そこに、たたき台を出して、これでどうかというのを議論してやった方が前へ進むんじゃないかと、こう思います。

岸部会長： 分かりました。はい、佐藤委員どうぞ。

合川町佐藤(吉)委員： ちょっと誤解していると思うんですが、私の言っているのは、総合支所方式はそれでいいんです。結構です。そしてそこに配置する人間は、それじゃどの部門、どの部門を配置しましたと、いうことを聞いています。よってそこで余った人間がおりますよね。その人方が全て本庁の方に行くんでしょと。しかし、山田委員は、農業部門は阿仁町とか、この部門は森吉町とかと言って、そういうふうな話でありましたけども、私の考えは、全て余った人間は本庁の方に行くという考えで私が質問しているわけです。ですから、そうなりますと庁舎が自ずと狭くなるんじゃないですかということを、伺っておるわけで、もしね、その部門ごとにかたや森吉の支所に行くとか阿仁の支所に行くとか、というのであれば、それはそれでまた議論の余地があると思います。

岸部会長： はい、今までの経過ではですね、部門ごとに、農業委員会はどこに行くとかというふうなことは、決定は何もされておらないですよ。ただ、本庁の方に行くというふうな言葉はありましたね、今までに。山田委員さんがおっしゃったのは、まず一つのアイデアとしておっしゃ

ったわけです。

森吉町春日委員：勘違いです。山田委員が言ったのは、たとえば森吉の役場は農林だとか、合川は建設だとかという話は、これは分庁方式なんです。分庁方式はとらないと決まっているんです。だから各今の町の機能を殆どそのままやるために総合支所方式をとったわけです。そういうふうに決まったんです。山田委員は勘違いされていると思います。

岸部会長：それではよろしいですか。そういうことで、総合支所方式であって、本庁には全てをそこに集約すると、その他のものはですね、住民サービス以外のもについては、具体的になてないというふうな事で、それを次までに事務局の方で示すように、お願いします。そしてそれを皆さんで検討するということにしますので、よろしゅうございますか。はい、それではそのように事務局の方で頑張ってください。それでは次に移りたいと思います。それではその次の、7の「みんなで支え合う温もりの町づくり」保健医療の充実というところに移りたいと思います。39 ページでございます。ご意見を賜ります。

合川町佐藤(吉)委員：ここで今度病院ですよ。以前建設は19年から20年度と、また、新聞等によりますと、建設費が88億等と、そういう報道もされておりますけども、この協議会も規約を変更してその部会を設けたと、いうわけでございますが、世間で言われているような、論じる資料、基本計画といいますが、そういうふうなものが一つもここへ出てきておりませんよね。しかも、先程庁舎の話でもあったんですが、病院の青写真もない、あるいは審議会に委ねるということになるんですか、これも。

岸部会長：それはですね協議の47項目に、当協議会としては入れることにしてあったわけですね。それは次に出します。資料をはじめですね。一番最後に検討していただくことになっておりますのでこの次出します。網羅したものを方針とかですねそういったものを出します。はい。これはだからあの保健と医療の多くの方針ですね。大雑把なアウトラインでございますから、それをまず審議していただきたい。こう思います。8月6日ですね。その次にその資料をだして、その次の次にすなわ6日の次の時にそれを見てきていただいてやろうと。いう形になります。いかがでしょうか。この項目に関しましてご意見。宜しいですか。はいそれではその様にさせていただきます。それでは地域福祉の充実。ご意見を賜ります。

合川町小笠原委員：合川の小笠原です。41ページのソフト事業の中に地域福祉計画の策定というのがあるんですけど、やはりなんでもそうなんです、特に福祉の関係ではやはり単年度

の事業というよりも、やはり計画性を持ってですね継続的にやらないと効果が上がらないという事があると思うんです。それでここで一番大事なのがやはり地域福祉の計画を、まず作るという事が一番大事なんじゃないかなあというふうに思います。それでもしよければ施策の体系のなかのですね、一番上にその地域福祉計画の策定というのを確認した方がいいのかなというふうな感じがしますが、どうでしょうか。

岸部会長： 皆さん達からも意見を賜りたいと思います。今の小笠原さんの意見について。福祉関係につきましてはこの次いろいろ出るのはお分かりですよ。高齢者福祉から児童福祉、いろんな福祉が全部まとまって具体的なものが出てきます。そこに計画も載って出てきます。何か今の、事務局ではご意見ありますか。福祉計画というのはやっぱり長期的な観点から立てていかなければなりません。もし事務局でありましたら、特にありませんか。宜しゅうございますか。後のところは、この次の分科会にいろいろ出てきます。具体的なものです。今日最後に説明すると思いますが、いいですか。はい、小笠原さんどうぞ。

合川町小笠原委員： それで、加えてもらえるのですか。40 ページの施策の体系、地域福祉の充実に3本の柱あるわけなんです、その一番上に地域福祉計画の策定というのを載せて貰いたいというのが私の要望だったんです。

岸部会長： あの3番目の地域福祉活動拠点の整備・支援というのは当然計画ともなうと思うんですけども、改めて別にまた計画という言葉を入れた方がいいというふうな事ですね。それは事務局としてどうですか。

事務局： いずれ私の方では、こういうふうなことを3つのものを充実させていきたいという中で、実際の事業として、これを充実させるためにはまずこの福祉計画を策定しようという、個別の具体的なことを書かせて貰ってるつもりです。施策の体系としてはこの3つを頑張っていきたいというふうに書いているので、これではどうしてもご不満という事であればそれは直すのにはやぶさかではありませんけども、皆さんの協議の中で決めて行きたいと思っております。

岸部会長： いかがでしょうか。当然計画があってこういう事が実施して行くわけですけども。はいどうぞ。

合川町小笠原委員： 例えば30ページの住環境の整備のところでは都市計画の策定というのが3本の柱に載ってるわけですね。そういう意味でこの施策の体系というのはやはりここに載せる

か載せないでは、重みが違ってくんじゃないかと思うんです。そういう意味で発言しているんです。

岸部会長： はい。事務局としてそれを加えるのは別にいいですね。まあ、もっともな事ですから。それじゃそれを加えて下さい。委員の皆さん宜しいですね。はい、簾内委員どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 充実の所にこの地域福祉計画の策定を持ってくれば、小笠原委員が言ってるように、この策定があってはじめて充実とか何かってあるわけで、やっぱり計画が一番肝心ですので、「地域福祉の充実」を「地域福祉計画の策定」に、入れ替えればいいんじゃないですか。

岸部会長： じゃその様に事務局でお分かりですね。委員の皆さんがそれで良ければいいのですが。はい、どうぞ。

事務局： ちょっと私共の作り方としまして施策の体系ですので施策の一番トップが計画の策定となるとちょっと。これは地域福祉を充実させるための計画をどうやって行こうかという事を書きたいと思っておりますので、そういう観点でうちの方は枝分かれさせて作っております。

岸部会長： そうなんです。施策が、策定が第一だというふうな事はやっぱりちょっとおかしいかも知れませんが。宜しゅうございますか。

合川町小笠原委員： まず事務局の方でもう一回ちょっと検討して貰って、このままでもいいと言えればそれで良いのですが。ソフトの方に入ってますので。

岸部会長： 分かりました。じゃ皆さんそれでいいですね。それでは他にございませんか。はい、春日委員さんどうぞ。

森吉町春日委員： その下のハード事業のところでは高齢者痴呆性グループホーム等の整備、福祉拠点の整備となっています。今福祉業界では民間が施設整備を行うのが基本になってますけど、これは市の事業がハード事業ということであれば、市が例えば、グループホームだと福祉拠点を更に作るという内容でしょうか。

岸部会長： はい、どうぞ。

岸部会長：事務局においては、これはどうなりますか。

事務局：確かにハード事業と書きますと新市が主体の様な形になりますので、それについてもうちょっと協議して内容を調べながら、ソフト事業かどうか、あるいは支援事業かどうかについて検討させていただきたいと思います。

岸部会長：はい。それじゃその文言を検討して直して下さい。他にございませんか。はい篠内委員どうぞ。

鷹巣町篠内委員：ハード事業についてですけど、今、高齢者痴呆性グループホーム等の整備について、社協も今合併について話し合いの最中だと聞いておりますので、介護保険も行く行くは新市で同じ金額、17年度になるとそういう事になってくると思うんです。この福祉の受益者が同じ様なサービスを同じ料金で受けるような格好になっていくのか、というのは、各地にそれぞれグループホームたくさん有るわけですけど、そのほか社協の他に鷹巣は公社があります。ですから民間と違って社協、公社のサービス料金設定は将来どういう設定になっていくのか、民間はまた別ですけど。

岸部会長：お答えします。現在ですね鷹巣町の方でも公社あるいは社協にも入る予定ではあります。いずれこれも民間の方というふうな考え方で今進んでおりますので、そうなった場合はですね、これは各民間によって料金設定は違う、またある意味ではサービスの事も違って来ますので、それは民間で設定するべきものであって、同じ様なことを市の方で調整すると、統一するというふうな事は出来ないと思います。宜しいですか。社協も一民間と同じようになります。それでは他にございませんか。はい、春日委員どうぞ。

森吉町春日委員：あのですね、介護保険の枠外であれば今会長が言ったようにサービス設定は出きるでしょうが、介護保険の枠内であれば利用料もサービス料も全国一律です。後はその料金の中でいかにサービスしてお客さんを取るかという事なんですよ。料金はこれ全国一律です。

岸部会長：そのとおりです。他にございませんか。宜しいですか。はい。それでは41ページ安心して子育て出来る環境の充実という風なところで、ご意見賜われます。これで宜しいですか、方針といたしまして、それではその様に決定させて頂いていいですね。それでは43ページの地域を支える人材の育成・生涯学習の充実ここに入りたいと思います。ご意見をどうぞ。

宜しいですか。はいそれでは、これもこのとおりの施策といたします。それではこの次の幼児・学校教育の充実というところで先程桜井委員さんからご質問がありました。合川高校はどのようにしてやっていくのかというふうなのはここに 있습니다。それを佐藤町長さんの方から、管理者でございますのでご意見お願いいたします。

合川町佐藤町長： 先程農水省の局長御一行が来ましたので、中座をいたしまして大変申し訳なく思っております。合川高校は特色ある学校として今までやって参りました。その一つは介護福祉、学科では介護福祉科があるということ。そしてスポーツは皆さんご覧のとおり様々なスポーツが大変盛んだという状況の中で、去年は入学者数大変少なかったんですが 60 人程度。そして今年は先生方や学校上げて頑張った結果 94 名の入学者数がありました。合併上の問題につきましては先般 5 月 1 日に臨時議会を、組合議会を開いていただきまして、その中で合併上私は 2 つの方法があると説明しました。1 つは、いわゆる 1 市 1 村の組合理事としてやっていくという選択方法。もう 1 つは、市立としてやっていくという方法の、こういう 2 つの選択肢の方法があると、こういう事で管理者会議あるいは議会の方に話をいたしました。しかし委員の方々から発言がなかったという事であります。そこで昨日定例会を開いたわけでありまして、前の理事会の機会にそういう話をいたしておりますので、それには直接触れてなかったわけでありましてその後の会で、実はさっき申し上げた、理事会の際申し上げた 2 つの方法のうち内部でいろいろ検討しているという事から、今の所は、組織として組合で行くよりは市立の方がいいだろうという話を申されたところです。そういう状況の中で、一方では秋田県の高校総合整備計画があるわけでありまして。私の方にも 3 月の末と 6 月ですが、新聞発表になる前にこういう計画ですと、こういう話はあったわけでありまして。それと今の高校の生徒さんの状況を考えれば、あの計画というのは米内沢高校と鷹巣の 2 つの高校を一緒にするという話しです。もう 1 つは、合川高校を含めた 4 校でひとつという計画の様でありますけれども、そういう県の考え方を含めての話は議会の方で申し上げましたけど、具体的に議論がなっていない状況の中でこれからその県の教育委員会と十分に連絡を取りながら、この高校を将来どうして行くのかと、こういう事も議論をして行かなければなりません。高校整備計画は、平成 18 年から確か 20 年の計画であったかと思えます。19 年からですか、そんなに時間があるわけではないわけでありまして、大変私共高校に対する思いというのは大変重い物が在ると、ですけれど、先程申し上げましたように生徒の減少そして校舎の問題など様々考えなければなりません。しかし、ただ高校が大きくなればよいという問題ではないわけでありまして、この阿仁部鷹巣全体として高校教育がどうあればいいかという事を、先程申し上げましたように県の教育委員会と十分に話をしながら、そしてまた組合の議会、管理者会議でも十分にその辺のところも詰めながら締めなければならないと思っております。た

だ現在は、進行形でありますので非常に学校は頑張っております。ですから先程申し上げましたように合併上は市立でいいという話に最終的にはなるんであるんではないかと考えております。

岸部会長： いかがでしょうか。はい桜井さんどうぞ。

森吉町桜井委員： 今あの合川の町長が言われたこと、しっかりと分かりました。ただいわゆる市立の高校という事になると、例えば学校が老朽化した場合も何十億という金を市の財政から出さなきゃならない。その反面県立高校であれば全部県の方でその財源は補填するという事で、財政的な問題がかなり大きく、勿論生徒の確保の問題もありますけど。そういった問題を4町長間では話をされておるのかどうか、おたずねします。というのは、町長ご存知のとおり米内沢高等学校の存続の協議会もありまして、住民あるいは議会議員などが県の方に陳情しておりまして、当然森吉町主体に、どうしても正規の学校としては米内沢高校は無くしたくないという思いもありますので、それを4町長会議では話し合われたのかどうかという事をお伺いしたいと思います。

合川町佐藤町長： 申しあげましたように、4町長間では私は今の状況はこういう状況であるという事は申し上げておりますけども、それに対して意見が無かったという状況であります。ただ私は財政状況もさることながらやっぱりそのこの地域において、高校教育がどうあればいいかという観点から、当然財政状況も視野に入れなければならないわけでありまして、基本にあるのは子供さんがどういう高校を望むのかと、そしてこの地域にはどういう高校があればいいのかということ、そうした上で、1校論とか2校論とか様々あるかと思いますけども、今速急にそういう問題も詰めて行かなければならないと考えております。

岸部会長： はいどうぞ。

森吉町庄司委員： 今の問題につきまして次回の協議の中でも合川高校ということで載っております。それを見ますと新市において検討するというふうなことになるわけですが、それで今のご意見と関係するわけですが、やっぱり私共森吉町の議員としては、地元っていいですか県立高校であります米、内沢高校を残しておきたいという県にお願いしたりそれなりの運動をしてます。ただ今合川の町長さんからお話しあったとおり、はっきり言って生徒の数が少ないわけですね。その中で果たして、阿仁部で2つ残してやっていけるかという大きな問題があるわけです。ですので、これは今桜井委員の方からも出ましたが、首長さん方にひとつお願いしたいわけですが、今の合併という問題とも関連ありますのでひとつ首長さん方

にですね、いわゆる鷹阿の高校どうするかという問題をできれば次回の協議会に出す前にですね、ある程度、どういう結論になるか分かりませんが、協議をして、ま、単純に合川と米内沢がふたつひとつになるという訳には行かないという議論もあると思いますが、なんとか阿仁部に高校ひとつ残せないものかというようなことも含めて、検討したものを次回の時に出していただければ大変有り難いと思います。それともう 1 つ、合川高校もはっきり言って、何年後かに改築が必要だと聞いております。その金額は 20 億とかということも聞いておりますが、そうした場合に果たして、北秋田市の市立になった場合ですね、やっていけるかという問題もありますし、いろんなことがあって大きな問題となりますが、この高校というものは、やっぱりこの地域の教育をどうするかという大変大事なことであります。できれば次回の協議の時にですね、首長さん方の協議したことを出していただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

岸部会長： 分かりました。協議することについては、はい、簾内委員。

鷹巣町簾内委員： 私は、これ一番容易でないのを 4 町長に任せて、下駄預けるというのはやっぱりおかしいと思います。これは選ばれてきた議員それから委員の人も議論するべきでないかと思います。と言うのは、町長に任せれば楽でいいんだけど、それをいいとか悪いとか言うことだけのことで、やっぱり合併ですのだから密に話していくとなれば、これから 10 年先、まず、子供の数何人いるかと、それをまず米内沢高校なら米内沢高校に地域圏域から何人入って、合川の場合は、今回特に頑張って甲子園の野球を観ても、随分八幡平とか秋田の方だとか、あちこちから来て、先生方も頑張って生徒を募集してやっているような経緯があります。それを毎年毎年やっていくと、そうしても残していく、圏域に必要なということで、必要でないとは言えない。そこまで責任持ってやっぱり森吉の人は、責任を負わせるわけではないですけど、阿仁の人も鷹巣から米内沢高校に入っている人もいますので、私は議員というかここに選ばれてきた委員間でもっともっと話し合って、発言しなければまずいと思って、最後にはどうしてもまとまりがつかなくなって、管理者どうなんだ、というのがスジで、最初からゲタを預けるのはやっぱり卑怯だと思います。なんのために選ばれてきたのか、住民の代表ですから、私はみんなでもっともっとこのことは、発言するべきではないかと思います。市立にする、ま、市立にするにしても、もしくは米校を残すにしても、どちらでも充分話し合いしたうえでなら、これから学校建設でも 20 億掛かろうと何しようと、みんなで代表が合意してやったことなので、それはそれで受け入れるわけですので、それをやらないで、管理者に任せると言うのは、私はまずいので、今暫く時間を取って、一人ひとりでもいいから聞いていくぐらいの議論やらなければダメだ、と私はそう思います。

岸部会長： はいどうぞ。

森吉町庄司委員： 今の簾内さんは、私の意見に対してかどうかは分かりませんが、ただ、私は任せるという訳ではないです。というのは、次回にも協議すると載っておりますから、その時に色んな議論をまたできるわけですね。というのは、この資料というのは、いわゆる最終的に 4 人の首長さんで協議して提案する訳です。提案者である訳です。ですからそのことも含めて次回に色んな協議が出るためにも、ひとつ協議したものをいただいた方がいいのではないかと思います。ですから、任せる、という意味ではないので、その辺ひとつ簾内委員もご理解を願いたいと思います。

岸部会長： よろしいですね。私達も 4 町長として皆さん達の今日の委員の前に一応こちらの方は検討することにはなっております。そういう意味ですね。

鷹巣町檜森委員： あるものを無くするというのは、結構厳しい。それで本当の議論をしたいけれども、片方では存続をしなければならないということを金科玉条にして頑張る。ところが統合止む無しという人は大変弱いわけです。発言が活発に行われていないというのが実情です。それからこの地域の高等学校に子供を進学させないというのは自由でありますから、そちらの方の声がうんと大きいんです。ところがこの地域に子供が通わなくてもいい親は発言をしないんです。子供に力がありますから。言葉は悪いですけども。ですからこれ、本当に議論をしてまとまればいいんですけども、お互いに考え方というものをもう一回持ち寄って話をしないとなかなか話しづらい面があるんです。あるもの無しと言うんですから。それをどうしても残せという議論もあるわけです。これなかなか話しづらいと思います。特に首長さん方は、特に言いづらいと思います。学校というのは、統廃合の歴史なんです。それから、明治の初めにはなんにも金が無くて、その時にみんな自分の山を切って、自分方が労働奉仕して学校を建てたんです。ところが今交付税が天から降ってくるからなんも何もしない、こうなったら勝手なこと言うんです、お互いに。じゃ 20 億我々の力で作れるかということなんです。そういうことも考えたら、ただ建前のきれいな事では私は済まないと思うんです。子供がいないんですから。ですからこの次あたりまで、もう一回よく考えて、色んな意見を持ちよって、その中で集約を首長さん方をお願いするというのであればまだいいですけども、みんなお願いするというのは、これはちょっと、もう少し次回までにもう一回あるわけですから、次回に議論をして、その中でお願いするという雰囲気になったらそれまでですし、まだまだこれ県立高校と関係あります。能代なんかはもの凄く苦労しているんですよ。議論しているんです。余所の地域もありますんで、重要課題だというのは間違いはないんですが、秋田県全体のことになりますので、改めてもう一度仕切り直してみてはいかがな

ものでしょうか。

岸部会長： 分かりました。他にご意見ありませんか。もう一度、もっと時間を掛けてということです。

この次のところに出てくるんですけども、この次まず時間かけてダメであれば、継続してですね、意見がまとまらなければ、これはまた後に保留する。すぐ合併までに決めなければならないものではないので。

合川町佐藤(吉)： あのですね、合川町議会の方では、合川町高校存続委員会という特別委員会を設置しまして盛んに審議しております。それも一応9月を目途に報告をしたいということになっていますけども、合川町議会としましてはそういう状況でございますので、こちらはこちらで話し合いして結構でございますけども、そういう状況ですのでひとつ宜しくお願いします。

合川町佐藤町長： この場で議論することは大変結構であります、当然その市立とか、その運営の問題でありますので、ただこの合川高校というのはその最初はやっぱり皆さん大変不調法でありますけど、合川町で自主的にやって来た学校だと、だからその重みって言うのは皆さん方の立場と我々の立場は、非常に大きな違いがあるとそういう観点で、ただ、そうは申しまして先程来話さなかったように、様々な問題があります。生徒数が減少してきてることや、校舎建設も整備していかななくてはならない状況です。実際やっぱり、そういう事も総合的に判断をして行かなければならないとこういうふうに思ってます。短絡的にここでどうのこうのとこういう事でなく、私共の合川の意向というものを充分尊重をされて話し合うことは結構でありますけど、いまのところ、合川高校は存続しているわけありますのでその所間違えないように願いたいと思います。

岸部会長： 宜しゅうございますか。じゃそういう事でお願いします。

阿仁町小林委員： たまたま合川高校の位置づけを巡って米校の統廃合・存続問題まで発展してきましたけど、議論するにはやはりそれなりの重要な事案ですので、データが必要なんです。児童生徒がどういう形で変化していくのか、校舎の老朽化に伴っていつ立て替えしなきゃならないのか、そういうふうなデータを持ちながら、議論したいと思いますので次回迄にそうしたものを揃えていただければありがたいと思います。

岸部会長： 分かりました。この次までにデータという事でございます。今、合川町でこの運営をなさってるわけですね、その中心になって。これも4町が一緒になって学校組合を作ってそしてやってるわけですから、そのところも充分に頭に入れて、次回迄は皆さんの意見もまとめて来ていただきたいと思います。それではこの項は宜しいですか。それでは次に入りたいと思いま

す。次は文化・スポーツの振興ということで 45 ページでございます。ご意見賜わりたいと思います。

これより、会議の録音が途切れたため、録音とは別に、会議(発言)の要旨を筆記したものを基に作成したもので、発言された委員のご確認(訂正や加筆を含む)をいただいたものです。

岸部会長： ご意見ありませんか。はい、山田委員どうぞ。

阿仁町山田(博)委員： 19 年の秋田国体は北秋田市一体での実施となると思いますが、どのような方向となるのでしょうか。

事務局： 統合して新市に引継ぐことになります。

岸部会長： ほかにご意見ありませんか。よろしいですか。それでは次の、「男女共同参画社会の実現」にまいります。ご意見ございませんか。よろしいですか。それでは、このとおりの施策とさせていただきます。

岸部会長： それでは次の、47 ページの「新市まちづくりのプロジェクト事業」に移ります。最初のプロジェクトのテーマである「就業の場創出プロジェクト」についてご意見をお伺いします。よろしいですか。特に無ければ、このとおりとさせていただきます。それでは次のテーマの「にぎわい創出プロジェクト」について、皆さんからご意見を伺います。

岸部会長： 特によろしいですか。はい、それでは、こちらの方もこのとおりとさせていただきます。次に、「人材創出プロジェクト」ですが、ご意見を伺いたいと思います。如何でしょうか。よろしいですか。それでは、このとおりの施策とさせていただきます。次のテーマは、「安心・安全環境創出プロジェクト」になりますが、ご意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんか。よろしいですか。それでは、このとおりの施策とさせていただきます。

岸部会長： それでは、第7章の「新市における秋田県事業の推進」ですが、事務局からお願いします。

事務局： こちらの方は、現在、秋田県当局と協議をしている最中です。従いまして、この計画の骨

子については、秋田県との協議が終了してから記載して、皆様に提示することになりますのでご了承くださいようお願いいたします。

岸部会長： それでは、第8章の「公共的施設の適正配置と統合整備」についてのご意見を伺いたいと思います。皆さんからご意見、ご質問をいただく前に、私から発言させていただきます。新庁舎を建設する場所について4人の町長で意見を交わし、あきた北空港の南側で、鷹巣、合川、森吉の各町が交わる地域を中心にあまり遠くないところと、申し合わせましたのでご報告いたします。

阿仁町山田(賢)委員： 新庁舎のほかに、統合の病院や学校なども含めて、大野台地域を考えているということでしょうか。

岸部会長： 公共的施設ということからすれば、新しくなる消防の本部も対象と考えられると思います。

阿仁町山田(賢)委員： お年寄りや遠く離れた所を考えた場合、内陸線を利用しても、その駅から遠いと不便なので、内陸線利用の場合にも利便性が良い場所を考慮してもらいたいと思います。

岸部会長： まだ、具体的な場所まで計画されていませんが、住民の利便性や、内陸線の有効活用などを考えあわせれば、おのずと内陸線の駅周辺も候補地として挙がってくるのではないのでしょうか。

森吉町春日委員： 今ここで建設場所を「あきた北空港の南側で、鷹巣、合川、森吉の各町が交わる地域を中心にあまり遠くない所」と決めても、実際の建設年度は10年後ですから、その時点では現在の4町長が市長になるとは限らないし、我々議員も新市の議員であるとは限りません。従って、10年後の関係者が建設場所を決めるわけで、今回の申し合わせが変わる可能性があると思うが、会長はどうお考えですか。

岸部会長： 難しい問題ですね。どうなるのでしょうか。

阿仁町山田(賢)委員： この合併協議会で決定したものを、新市長が、どこどこだと言って別のところを定めて建設することは出来ないと思います。

岸部会長： ここで話し合い決まったことは、新市に引き継ぐものと思っています。

鷹巣町檜森委員： 新庁舎の建設場所は、住民が興味を持ち、関心を示している。空港や秋田県の所有地などを考えると、大野台地域しかないと思います。この早い時期に「大野台」としたのは勇断で、歓迎すべきことと思います。

岸部会長： ほかにご意見が無ければ、第 8 章はこれで終了しまして、次の第 9 章の「財政計画」の方に入りたいと思います。

森吉町庄司委員： 地方交付税 10 年間の内訳と合併特例債の内訳を教えてください。

事務局： 地方交付税は 3 割減で見込んでいます。しかし、県との協議において見込みが甘いと指摘されれば、変わってくると思います。

事務局： 合併特例債事業の見込みは、122 億 9 千 182 万円を計画しております。

森吉町庄司委員： 合併特例債事業で大きな事業は何でしょうか。

事務局： 前回、中間報告ということで骨格となる事業をご説明しておりますが、特に大きいのは、庁舎の建設事業費に 20 億円で、平成 25 年・26 年の事業を計画しております。また、病院建設には 20 億円で、平成 18 年から 21 年の計画です。消防署庁舎の 13 億円については、現段階の財政計画には入っておりませんので、県との内協議が終了して、財政計画の提案段階でお示しいたします。

岸部会長： それでは、ほかにご質問ないでしょうか。

森吉町春日委員： 任意協議会の財政シミュレーションと今回の財政計画を比較すると、かなり違っている。たとえば歳入では、地方税は 25 億、地方交付税は 36 億違う。また任意協議会の財政シミュレーションと違って今回の財政計画には各町の建設事業が盛り込まれているが、国庫支出金は 30 億円増えているのに、県支出金は 38 億円も減っており、事業を盛り込んだ財政計画としての整合性がなく、あまりにも違いすぎる。なぜこのように大きな違いが出るのか、説明願います。

事務局： 地方税については、基準年度を平成 15 年度決算見込みから、平成 16 年度決算見込みに変更したことによるものです。地方交付税は、最初の 3 年間、毎年 5% 減で見込んでいたが、県との協議により合併 10 年後に 30% 減少するように見込んだことによるものです。また、国庫支出金と県補助金は、実際の事業費ベースで見込んだことによる増減となっています。

森吉町春日委員： 次に歳出では、人件費が 12 億円も増えている。議員の在任特例で増えるのはわずかなのに、現在の職員数 550 名を 289 名まで削減するのに人件費が増加するのは理解できない。また普通建設事業は 4 町の事業を盛り込んだのに 15 億円も減っています。

事務局： 普通建設事業の合併特例債事業は 10 年間で 145 億円で、その他は年に 7 億円を見込んでいます。赤字による基金からの繰り入れは、合併 13 年後と見込んでいます。

森吉町春日委員： この財政計画には問題がいっぱいあります。特例債の該当事業は上限 145 億円のうち、7 割の 123 億円を見込み、併せて基金積み立てを毎年 2 億 4 千万円の計 24 億円にしているが、例えば庁舎の 20 億円と統合病院建設に係わる出資金 20 億円は盛り込まれているが、一般会計からの繰り出しや広域消防再編の予算は盛り込まれておらず、とても財政がもつとは思われない。ところが特例債という借入金を入れておきながら、歳入歳出差引額を毎年 7 億円前後積み立てすることにしており、つじつまが合いません。

事務局： その点につきましては、県でも心配しておりまして、起債制限比率や公債費比率なども考えて、普通建設事業にはできるだけ起債を使わず自己資金を充てたり、繰上償還も考えてはどうかなどと指導を受けております。

森吉町春日委員： 基金の預金金利は年利 0.01 とか 0.02% と安いのが、借り入れの利息は高いんです。歳入歳出のつじつま合わせの計画ではなく、ちゃんとした計画を立てて下さい。

事務局： 委員のおっしゃるとおりであり、その方向で作成させていただきます。

岸部会長： いつごろ出るんですか。

事務局： 次回には、途中経過になるかどうかは分かりませんが、出したいと考えております。

岸部会長： ほかにご質問などございませんか。はい、分かりました。

岸部会長： それでは協議事項の最後となりますが、継続協議である第10号の「合併の期日について」に入ります。事務局から提案してください。

事務局： 合併の期日については、「来年の3月31日を目標とする」として継続協議になっていましたが、今日は、平成17年3月22日ということで提案したいと思います。

合併時の事務処理の関係や住民サービス等を考慮した場合、来年3月の19、20、21日の3連休に新市移行への最終的な事務体制のチェックなどを済ませると、翌日の22日に新市の事務をスタートすることができると考えております。

岸部会長： 皆さんからのご意見、ご質問をどうぞ。

阿仁町小林委員： 電算システム統合の関係や、これに関係する9月議会への予算要求などを含めて事務的に間に合いますか。

事務局： 3月22日の合併を設定するということは、県から国の総務省への届け出のためには、遅くとも、12月県議会での議決が必要となります。いわゆる逆算しますと、当面は、4町の9月議会で議決をいただき、県へ合併の申請を行うということですので、8月24日予定の第10回合併協議会までに協定事項を全て確認できて、9月の議会前までに合併協定書の調印を済ませるという段取りになると思います。

岸部会長： 如何でしょうか。よろしいですか。それでは、合併の期日は、平成17年3月22日ということに決定いたしました。

阿仁町山田(賢)委員： 議員の在任特例の任期についてはどうなるのですか。

岸部会長： それは、あくまでも任期の期限は平成18年の3月31日でよろしいかと思しますので、このことも、確認することといたします。

岸部会長： それでは、つぎに次回の協議案件につきまして事務局から説明していただきます。

事務局： 今日配付しております、別冊の協議第45号から55号までの協議案をご覧になってくだ

さい。

協議第 45 号の障害者福祉事業について、でございます。調整の内容はご覧のとおり 3 つ定めておまして、各種の制度に基づくものは現行のまま新市に引継ぐことがひとつ、継ぎに、一町のみ事業については、合併時まで調整を図るということ、3 つ目には、障害者計画の策定は、新市で策定するものでございます。

第 46 号の高齢者福祉事業は、ご覧のように 1、2 とふたつの調整内容を示しておりますが、いずれ、各種の福祉制度につきましてはサービスの低下にならないような調整を図り、利用料金等の住民負担については、適正な料金を目指した調整を図っていくということでございます。

第 47 号の児童福祉事業についてですが、4 つの調整内容を載せております。ご覧のとおり、保育所、保育料金および、それらに係る制度と手当て等について示しております。

つづいて、協議第 48 号として、その他の福祉事業のあり方について提案しております。社会福祉協議会関係につきましては、社協の合併へ向けた最近の動向を踏まえながら、速かな調整を図るしこととして、各種の事業の調整を進め、負担金や補助金についても統一基準を設けて対応することとしております。

また、乳幼児福祉医療事業に当たっては、合併時までの調整を図ることとしております。

保健衛生事業については、協議の第 49 号としてその調整案を示しておりますが、ご覧のように 7 つの調整事項を掲げております。老人保健事業、母子保健事業、予防接種事業のそれぞれについては、合併時までの一元化を目指しております。医療関連の業務につきましては 4 から 7 までということを示しておりますが、ご覧のような調整内容となっておりますので、ご確認ください。

次に協議第 50 号として、農林水産関係事業についてでございます。8 つの調整内容を示しておりますが、各種の振興計画や整備計画については、新市での新たな計画策定を行い、農水産業の幅広い各種の事業に当たっては、「合併時まで調整」「新市への引継ぎ」「新市おいての調整」の 3 通りの対応で進めていくという調整案でありますので、次回の協議会でご審議をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

協議第 51 号として、都市計画関係事業についてご提案をしておりますが、いずれ、都市計に係るマスタープランに基づいた調整を進めながら、その施策の推進に当たっていくというところでございます。

次に、協議第 53 号は、学校の通学区域についての提案となっておりますが、小中学校の通学区域については、当面の間現行のとおりとする、というものであります。

続いて、協議第 54 号に学校教育事業を、55 号に社会教育事業についてそれぞれの調案を示しております。どちらも基本的な調整といたしまして、「現行のとおり新市に引き継ぐもの」

「合併時まで調整するもの」「新市において調整するもの」の3つの区分に整理しております。社会教育事業においては、また、関係団体への補助金、スポーツ賞及びスポーツイベントについては、新市で統一して実施することとしております。そして、平成19年の国体への対応としては、現行のものを新市に引継ぎ、その準備室は合併時に統合することとしております。以上、時間の関係上かいつまんで11項目の調整案をご説明申し上げました。次回の第9回の協議会においてご審議いただくものでございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

岸部会長： ありがとうございます。皆さんからのご質問などはよろしいでしょうか。

それでは、事務局から次回協議会の場所と時間をお知らせください。

事務局： 次回は9回目となりますが、8月6日の金曜日、午前10時から鷹巣阿仁広域交流センターを会場として予定しておりますので、委員の皆様におかれましてはよろしくお願い申し上げます。

岸部会長： 次回は鷹巣町が会場となります。今日の協議会に引き続いて午前中からの長いとなりますのですが、どうぞ皆さんのご協力をお願い申し上げたいと存じます。それでは、今日はこれで終了させていただきます。長時間、本当にお疲れ様でした。有り難うございました。